

国立社会保障・人口問題研究所

所内研究報告 第115号

令和7年4月21日

外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質
的な保障を担保する自治体の体制についての基礎的
な研究プロジェクト

令和6（2024）年度報告書

はじめに

外国にルーツを持つ子ども達の状況は近年大きく変化している。外国人労働者数は 2025 年 1 月時点で約 230 万人と過去最高を更新し、0～14 歳の外国人の子どもの数も 2024 年時点で約 27 万 7 千人と増加の一途を辿っている。また、父母のいずれかが外国籍である国際児人口は 2040 年には 203 万 1,492 人、2065 年には 348 万 5,462 人に増加すると見込まれている。父母のいずれかが外国籍である国際児やその後成人した者はマイノリティから一定の住民層を構成することになり、可視化されにくい福祉的なニーズが将来的には量的に顕在化するだろう。

近年、特定技能 2 号の対象分野の拡大や日本語教育機関認定法成立など、外国人材が家族で長く定住することができるようにするための体制整備が進められており、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、共生社会の基盤整備に向けた取り組みの一層の充実が喫緊に求められている。外国ルーツの子どもの課題は、日本語習得に留まらず、アイデンティティの確立、母語の習得、居場所の不在など多岐にわたり、包括的な支援、そして受け入れ地域側の意識変容が必要となっている。一方で、自治体によって外国籍の子どもたちを対象とした支援に差があり、需要に供給が追いついていない現状も見受けられる。

そこで本プロジェクトでは、外国にルーツを持つ子どもに自治体から提供される福祉・教育サービスの全国的な実態、及び彼らのライフコース上の選択に影響を与える自治体要因を明らかにすることを目的とし、研究を実施している。また、こうした研究成果を元に、自治体における施策パッケージのあり方等をフィードバックしていきたいと考えている。

本研究班では、令和 6 年度の事業として、自治体における外国人とその子どもに関する人口動態を確認したうえで、デスクトップリサーチ調査と 3 自治体の関係機関に対するヒアリング調査を行い、外国ルーツの子どもへの支援の状況に関する資料・情報等を収集した。また、外部有識者による講演会を開催し、外国ルーツの子どもに関する教育・生活支援、子育て支援の在り方、自治体の役割について、意見交換を行った。

本研究にあたってお話を伺った関係者の方々、講演会での講師として研究協力を得た先生方、また講演会に参加頂いた研究班メンバー以外の参加者からも貴重な情報やご意見を頂いた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

令和 7 (2025) 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を
担保する自治体の体制についての基礎的な研究
プロジェクト

外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する自治体の体制
についての基礎的な研究プロジェクトチーム

令和6（2024）年度 担当者

<担当部長>

泉田信行（社会保障応用分析研究部長）

<プロジェクトリーダー>

佐々木織恵（社会保障応用分析研究部主任研究官）

<所内担当者>

是川夕（国際関係部部長）

千年よしみ（国際関係部特任主任研究官）

西村幸満（社会保障基礎理論研究部長）

黒田有志弥（社会保障応用分析研究部第1室長）

小池司朗（人口構造研究部長）

藤井多希子（人口構造研究部第2室長）

貴志匡博（人口構造研究部主任研究官）

久井情在（人口構造研究部主任研究官）

宮井健志（人口動向研究部第4室長）

<外部委員>

江場日菜子（国際協力機構）

※本報告書は第1章及び第3～7章を佐々木が、第2章を藤井が、第8章を黒田が執筆した。

目 次

1. プロジェクトの概要	1
(1) 研究の内容	2
(2) 研究実施状況	3
(3) 本報告書の概要	3
2. 自治体の人口規模別にみた外国人人口、外国人割合、外国人児童数	7
(1) 使用したデータ	8
(2) 自治体の人口規模別にみた外国人人口、外国人割合の状況	8
(3) 自治体の規模別にみた0～14歳外国人人口	10
3. デスクトップリサーチ調査	13
(1) 調査の内容	14
(2) 調査結果	17
4. ヒアリング調査（熊本市）	30
(1) 熊本市教育委員会	31
(2) A 小学校	36
(3) B インターナショナルスクール	36
5. ヒアリング調査（大阪府）	38
(1) とよなか国際交流協会	39
(2) 大阪府立C高校	40
6. ヒアリング調査の結果（別府市）	43
(1) 立命館アジア太平洋大学	44
7. 講演	51

第1回 外国ルーツの子どもたちの教育状況と笹川平和財団の取り組みについて

.....	54
第2回 外国にルーツを持つ子どもたちの生活と課題	
－ 地域における支援の在り方 －	58
第3回 間文化的シティズンシップの実験場	
－ 共生政策における自治体の役割と課題 －	61
第4回 本に暮らす移民家族の複合的な子育てニーズ	
－自治体・学校・NPOに求められる教育と福祉の包括的支援－	
.....	65
8. 資料	68
(1) 外国人に対する社会保障制度及びその他支援制度の適用	69

1. プロジェクトの概要

(1) 研究の内容

外国にルーツを持つ子ども達¹の状況は近年大きく変化している。外国人労働者数は2025年1月時点で約230万人と過去最高を更新し、0～14歳の外国人の子どもの数も2024年時点で約27万7千人と増加の一途を辿っている。是川（2018）によれば、父母のいずれかが外国籍である国際児人口は2040年には203万1,492人、2065年には348万5,462人に増加すると見込まれている。父母のいずれかが外国籍である国際児やその後成人した者はマイノリティから一定の住民層を構成することになり、可視化されにくい福祉的なニーズが将来的には量的に顕在化するだろう。特定技能2号の対象分野の拡大や日本語教育機関認定法成立など、外国人材が家族で長く定住することができるようにするための体制整備が進められているが、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、共生社会の基盤整備に向けた取り組みの一層の充実が喫緊に求められている。

これまでの研究では労働、教育、生活に関わる様々な側面において、外国人は日本人より不利になりやすいことが明らかになってきている。不安定な就労形態や賃金が低い傾向にあること（是川 2023）や、日本での学歴が賃金の上昇と結びついていないこと

（Takenaka et al., 2016）、高校中退率が高く、全日制高校では高等教育進学率が低いこと（額賀他 2022）、家計のひっ迫や子どもの体験や所有物の欠如にある割合が高いこと

（山本 2021）等が先行研究で実証的に示されている。一方で、外国人住民に対する支援は多文化共生政策として地方自治体がほとんど一手に担ってきた（若山 2020）。

上記の通り、これまでの先行研究では移民とその子どもを対象とした研究は蓄積されてきている側面もあるが、外国ルーツの子どもの状況（学力、非認知能力、いじめ・不登校の状況）などについては基本的知見が欠ける部分も存在する。また、生活・教育・就労を横断的にサポートする自治体の体制については、ケーススタディは蓄積されてきているものの、類型化には至っていない。そこで本研究は、1）外国にルーツを持つ子どもにかかる基本的な知見を補充すること、2）外国にルーツを持つ子どもに自治体から提供される福祉・教育サービスに類型を見出すこと、3）彼らのライフコース上の選択に影響を与える自治体要因を明らかにすること、4）上記の成果を元に政策担当当局により改善された自治体における施策パッケージのあり方等をフィードバックすることを目的とする。

なお、本研究は、厚生労働省、出入国管理庁など関連省庁の他、自治体の関係部署、国際交流協会、学校、財団やNPO等との連携や協力の元、実施している。

(2) 研究実施状況

2024年度は下記を実施した。

¹ 本報告書では、下記を参考に、外国ルーツの子どものを「国籍に関わらず、両親または親のどちらか一方が外国出身者である子ども」と定義する。

<https://ikitanaka.hatenablog.com/entry/2017/06/26/141007>

- ・43自治体を対象としたデスクトップリサーチ
- ・大阪市の国際交流協会、日本語教室、及び高校を対象とした観察・ヒアリング調査
- ・熊本市の教育委員会、公立小学校、インターナショナルスクール、別府市の大学を対象としたヒアリング調査
- ・教育支援、生活支援、共生政策における自治体の役割、子育て支援に関して、計4回の講演会の実施

(3) 本報告書の概要

2024年度の本研究から得られた知見は以下の通りである。

1. 人口推計から外国人受け入れの体制整備に結びつけるための十分なデータ取得環境が整備されていない（公的統計の整備が急務である）。

在日外国人教育の歴史があり、さらに外国人人口が増加している大阪府、他国籍企業の進出により急速に外国人人口が増えた熊本県と、自治体によって外国人受け入れの背景は異なるものの、粹校（詳細は p. 40 の脚注を参照）や日本語指導拠点校（詳細は p. 31 の脚注を参照）が足りない、日本語指導担当教員、支援員等の更なる育成が必要であるなど、両者に共通する課題がある。外国人が現に移動してきた後、ニーズが顕在化した後にそれに事後的に対処する形にならざるを得ず、ニーズに迅速に対応する十分な体制整備が難しい。

またデータに基づいた効果検証も容易ではない。これは、まだ外国ルーツの子どもたちの人数が少なく統計分析に耐えられるデータが得られない、子どもの来日時期、どの母語を話すかなどによって必要とされる支援の幅が大きい中で、一律に取り組みの成果を評価することができない、などの理由による。外国籍の子ども達の就学状況や日本語指導の需要についての把握は近年、文科省による調査において行われてきたが、外国ルーツの子どもたちのいじめ、不登校、貧困等の実態に関するデータは未整備であるという話も聞く。公的統計等で、まずは外国ルーツの子どもたちの実態を把握するための指標を整備することからはじめ、今後彼らの人口が増える中でどのような施策をとるべきか、明らかにしていく必要がある。

2. 教育、子育て分野の自治体施策に間文化主義²の取り組みが少ない。

公立校における多言語の図書購入やあいさつ活動、インターナショナルスクールによる公立校との関係構築、指導要録への出席状況・成績の転記など、学校レベルでは間文化

² 第7章の第3回の講演で講師を務めた宮井健志氏（国立社会保障・人口問題研究所 室長）の講演会資料によれば、間文化主義とは、文化を動的なプロセスとして捉え、文化間の対話と相互作用を重視するものであり、多文化主義と市民的統合の双方が現代において必然的に要請する次元として理解される。

主義とも捉えられる活動が観察された。自治体レベルでは、自治体主催の高校生を対象としたキャリア説明会において、インターナショナルスクールの子どもも対象とする浜松市の取り組みや、名古屋市における多文化共生型子育て教室などは間文化主義的な取り組みとして評価されるかもしれない。また都立高校に配置されている「多文化共生スクールコーディネーター³」もそうした取り組みであろう。

しかしながら、デスクトップリサーチ調査では、多文化共生に関する、間文化主義的な活動は多く観察されなかった。多くの自治体で、こうした取り組みは学校任せになっていたり、国際交流協会に委ねられていると推測する。学校における外国ルーツの子どもたちの生活支援や通訳の派遣を国際交流協会に依頼するケースは多いようであるが、こうした文化の橋渡し機能を積極的に評価し、自治体の教育・子育て支援施策に取り入れている自治体はどの程度あるのか、更なる調査が必要である。

3. 誰が担い手となるべきか、役割分担の在り方はまだ手探り状態である。

ヒアリングを行った自治体では、教師、日本語教師、支援員、ボランティアなど多くの職種の方々がそれぞれ役割分担をしながら、精力的に外国ルーツの子どもたちへの教育や支援にあたっていた。熊本や大阪では常勤で配置された教員免許を持った教師が、新たに研修を受けることで、正規のカリキュラムあるいは特別の教育課程の中で日本語担当あるいは多文化共生担当の教師として指導に当たっていた。しかし全国的には45%の自治体が、特段の指導体制を整備していないと回答している⁴。教師の働き方改革が喫緊の課題であり、教師への支援は不可欠である中、外国ルーツの子どもたちの学力の保障や自己実現、ひいては市民としての育成において、誰がどのような形態で、どのような役割を果たすべきなのか、その役割分担や連携の在り方について引き続き検討が必要である。

また枠校や拠点校を増やすのか、それ以外の公立校でも受け入れられるよう態勢を強化していくのかといった議論も重要である。前者の場合はそのための条件整備（人の配置、教材や設備の整備、財政的支援）が必要となるし、後者の場合は、教員養成課程の在り方、教員研修の在り方、巡回指導の在り方などの見直しが必要となる。高校段階では、高校無償化の影響により、日本人の公立高校志願者が減少する中で、公立高校における外国ルーツの子どもたちの受け入れがさらに加速していくことが予測され、現場任せの対応では受け入れが追い付かなくなる可能性がある。

³ 額賀美紗子氏（東京大学大学院教育学研究科 教授）による第4回講演会資料では、異文化間コーディネートをする橋渡しの中間組織や人材として紹介されている。

⁴ 文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の 受入状況等に関する調査結果結果の概要」（令和6年8月）による。

https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_3.pdf

更に、公立校、インターナショナルスクール（民族学校）、それぞれの役割と連携の在り方についても、引き続き検討していく必要がある。熊本市では、インターナショナルスクールから公立学校に転入する例や、インターナショナルスクールを卒業した後に、公立中学校に編入できるように配慮するインターナショナルスクールの事例も見られた。今後インターナショナルスクールの需要が増え、子どもたちの選択も多様化していく中で、相互のシステムの往還可能性も模索される必要があるだろう。インターナショナルスクールの中には、各種学校として脆弱な財政基盤の中運営している民族学校も多いが、子どもの権利の保障の視点からこうした学校の位置づけについても見直していく必要がある。

4. 外国ルーツの子どもの主体性に着目し、当事者が制度設計に参画する仕組みや、主体的に学習に取り組むための環境整備が望まれる。

子どもの意見を聞き、施策に反映させるといった視点は、2023年のこども基本法の制定により、あらゆる子ども施策において基本方針となった。外国人住民の声を施策に反映させる取り組みは、神奈川県、宮城県、浜松市、川崎市などで見られるが、外国ルーツの子どもたちを対象とした取り組みとしては、デスクトップリサーチ調査ではこうした視点は見られなかった。今後の自治体における動きが着目される。

熊本市のA小学校では、日本人と外国ルーツの子どもをペアにするのではなく、敢えて外国ルーツの子ども同士をペアにしたワークを行い、翻訳アプリ等ICTを活用して、外国ルーツの子どもたちが一方的に被支援者とならないような取り組みがなされていた。また、外国ルーツの子どもたちが主体的に取り組む姿が、日本人の子ども達にもいい刺激となっているという話も聞かれ、子ども単位の研究（外国ルーツの子どもたちのおかれた、学力やウェルビーイングに関する不利な状況）だけでなく、学校／学級単位（外国ルーツの子どもたちの存在が学級や学校に与える影響）に着目するとともに、外国ルーツの子どもたちがもたらすポジティブな側面についても積極的に検証していく必要があると考える。

上記のような取り組みの蓄積とその積極的な公表により、国民にとっても納得感のある、外国ルーツの子ども支援策としていくことが期待される。

5. 教育と就職のつながりのメカニズムを長期的に明らかにしていく必要がある。

文部科学省の調査により、日本語指導が必要な高校生の中退率、進学率、就職者における非正規就職率、進学も就職もしていない者の割合が、いずれも高いことが指摘されている⁵。「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、外国ルーツの子どもたちへのキャリア支援は、厚労省と文科省にまたがる領域であり、対応が急がれる分野である。NPO法人カタリバヤC高校における、地域と連携したインターンシップの機会の提供

⁵ 出典は注4と同じ。

の事例は、外国ルーツの子どもたちの教育と就職、また学校と地域をつなぐ取り組みであり、更に外国ルーツの子どもたち自身のエンパワメント（自己肯定感・自己効力感の向上、社会関係資本の獲得）につながると期待されている。

一方で、立命館アジア太平洋大学（APU）におけるヒアリング調査では、大学卒業資格のある留学生であっても直面する日本での就職の課題として、職務遂行において日本語が必須であることや、（外資系企業と比較した場合の）賃金の低さ、労働文化の違い（長時間労働や上下関係）が言及された。大学での専攻が就職の幅を狭めないことや、日本企業のOJTの手厚さは、外国人の日本での就職の広がりをも可能にしている側面もあるが、外国ルーツの子どもたちが描くキャリアがどのようなものであり、留学生（大学生）の描くキャリアとどのように異なるのか、また日本における大学進学あるいは就職が、彼らのウェルビーイングや地位向上にどのような影響を及ぼすのかについても、長期的に検証していく必要がある。

【引用文献一覧】

是川夕（2018）. 日本における国際人口移動転換とその中長期的展望 ー日本特殊論を超えて『移民政策研究』10, 13-28 頁.

是川夕（2023）「日本における外国人労働者の賃金決定構造：日本人との賃金格差に注目した分析」『IPSS Working Paper Series』67, 1-82 頁.

額賀美紗子他（2022）「外国につながる生徒の学習と進路状況に関する調査報告書ー都立高校アンケート調査の分析結果」

山本直子（2021）「外国につながる子どもの貧困」『東京都立大学子ども・若者貧困研究センターワーキングペーパーシリーズ』17.

若山将実（2020）「外国人住民の人口規模が地方自治体の多文化共生政策を担当する行政組織の形成に与える影響」『北陸学院大学・北陸学院大学短期大学部研究紀要』12.
<https://hokurikugakuin.repo.nii.ac.jp/records/1063>

Takenaka, A., Nakamuro, M., & Ishida, K. (2016). Negative assimilation: How immigrants experience economic mobility in Japan. *International Migration Review*, 50(2), 506-533.

2. 自治体の人口規模別にみた外国人人口、
外国人割合、外国人児童数

(1) 使用したデータ

住民基本台帳データ（2014年、2019年、2023年、2024年） 各年1月1日人口

(2) 自治体の人口規模別にみた外国人人口、外国人割合の状況

表1 自治体の人口規模別にみた外国人人口、外国人割合

人口規模による6分類		外国人住基人口（人）				外国人割合 2019年1月 （%）	外国人割合 2024年1月 （%）
		2014年	2019年	2023年	2024年		
～4,999人	平均値	18.2	28.3	34.6	44.0	1.0	1.7
	自治体数	300	300	300	300	300	300
	標準偏差	21.80	43.89	45.22	65.67	1.95	3.00
5,000～9,999人	平均値	59.7	90.3	106.8	127.9	1.2	1.8
	自治体数	232	232	232	232	232	232
	標準偏差	63.84	102.18	106.38	142.61	1.30	1.96
10,000～49,999人	平均値	251.9	348.0	418.5	482.4	1.2	1.8
	自治体数	695	695	695	695	695	695
	標準偏差	361.12	476.14	543.01	593.00	1.25	1.65
50,000～99,999人	平均値	1016.5	1356.1	1591.0	1776.7	1.8	2.4
	自治体数	266	266	266	266	266	266
	標準偏差	1072.75	1374.71	1496.29	1622.82	1.79	2.08
100,000～199,999人	平均値	2494.8	3223.1	3621.3	3982.2	2.3	2.8
	自治体数	238	238	238	238	238	238
	標準偏差	2471.01	2765.89	2875.86	3061.59	2.02	2.23
200,000人～	平均値	5942.5	7975.5	8696.7	9528.3	2.3	2.8
	自治体数	159	159	159	159	159	159
	標準偏差	5520.25	7704.18	8012.34	8768.53	1.93	2.11
全国	平均値	1060.0	1411.2	1584.0	1753.2	1.5	2.1
	自治体数	1890	1890	1890	1890	1890	1890
	標準偏差	2515.26	3353.98	3572.34	3899.47	1.70	2.17

2-1) 自治体規模別にみた外国人人口

ここでは住民基本台帳人口をもとに市区町村別に外国人人口を集計した。対象としたのは1890自治体である（浜松市は一市として集計）。表1は外国人人口、全人口に占める外国人の割合、外国人の総出生率（対象期間の出生数の合計／対象期間の15～49歳女性人口の合計）のそれぞれの平均値、自治体数、標準偏差を示したものである。なお、住民基本台帳上、外国人の登録がゼロである自治体数は、2014年には8自治体だったものが、2018年には5自治体、2020年には4自治体、2021年には3自治体と減少し、2024年に至っている。ちなみにこの3自治体とは、青森県西目屋村、東京都青ヶ島村、和歌山県北山村である。

外国人人口を自治体規模別に6分類してグループごとに比較すると、どのグループでも1自治体あたりの平均外国人人口は増加している。

2014年の外国人人口を100としたときの指数をみると、人口規模が小さい自治体ほど、外国人人口の指数は高く、最も増加している4999人以下の自治体では指数が241.6、すなわちこの10年間で外国人人口は平均で約2.4倍増加している。これは、人口規模の小さい自治体では外国人人口自体も小さいため、指数が大きくなりやすいことも影響している。

これに対し、人口規模が10～19万人の自治体と20万人以上の自治体では、伸び率はほとんど変わらず、ともに約1.6倍となっている。(図1)

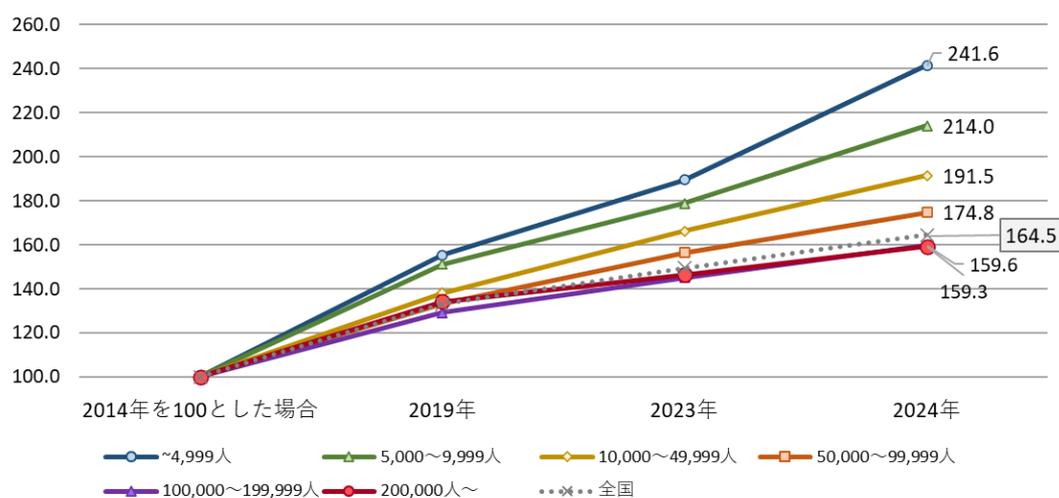


図1 2014年の外国人人口を100としたときの自治体の人口規模別グループの指数

2-2) 自治体規模別にみた外国人の割合

自治体の総人口に占める外国人の割合について、新型コロナウイルス感染症拡大以前となる2019年と直近の2024年で比較してみると、全国では1.5%→2.1%へと6ポイント上昇している。人口規模別にみると、4,999人以下の自治体では0.7ポイントと全国よりやや高く、逆に人口規模が20万人以上の大規模自治体では0.5ポイントとなっているが、人口規模に関わらず外国人割合が同じような水準で上昇していることが分かる。(表2)

表 2 自治体の人口規模別にみた総人口に占める外国人割合

自治体の人口規模		2019年(%)	2024年(%)	上昇ポイント
~4,999人 (n=300)	平均値	1.0	1.7	0.7
	標準偏差	1.9	3.0	
5,000~9,999人 (n=232)	平均値	1.2	1.8	0.6
	標準偏差	1.3	2.0	
10,000~49,999人 (n=695)	平均値	1.2	1.8	0.6
	標準偏差	1.3	1.7	
50,000~99,999人 (n=266)	平均値	1.8	2.4	0.6
	標準偏差	1.8	2.1	
100,000~199,999人 (n=238)	平均値	2.3	2.8	0.6
	標準偏差	2.0	2.2	
200,000人~ (n=159)	平均値	2.3	2.8	0.5
	標準偏差	1.9	2.1	
全国 (n=1,890)	平均値	1.5	2.1	0.6
	標準偏差	1.7	2.2	

ただし、標準偏差をみると、どの自治体規模グループでも数値は上昇しており、多様性が拡大していることが分かる。特に人口規模の小さな4,999人以下の自治体では、外国人割合の平均値が1.7%であるのに対し、標準偏差はこの2倍近くの3.0に上昇しており、自治体による差異が大きい。

(3) 自治体の規模別にみた0~14歳外国人人口

2019年と2024年の住民基本台帳に登録されている0~14歳の日本国籍を有しない者（以下、「外国人の子ども」という）の人口を自治体の規模別にクロス集計したものが表3である。

表 3 自治体の人口規模別にみた 0～14 歳外国人人口

2019年

		0～14歳人口						合計
		0人	1～19人	20～49人	50～99人	100～499人	500人以上	
～4,999人 (n=300)	自治体数	287	13	0	0	0	0	300
	%	95.7%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5,000～9,999人 (n=232)	自治体数	146	77	7	2	0	0	232
	%	62.9%	33.2%	3.0%	0.9%	0.0%	0.0%	100.0%
10,000～49,999人 (n=695)	自治体数	98	438	91	42	23	3	695
	%	14.1%	63.0%	13.1%	6.0%	3.3%	0.4%	100.0%
50,000～99,999人 (n=266)	自治体数	1	59	77	47	71	11	266
	%	0.4%	22.2%	28.9%	17.7%	26.7%	4.1%	100.0%
100,000～199,999人 (n=238)	自治体数	0	6	28	32	140	32	238
	%	0.0%	2.5%	11.8%	13.4%	58.8%	13.4%	100.0%
200,000人～ (n=159)	自治体数	0	0	5	10	78	66	159
	%	0.0%	0.0%	3.1%	6.3%	49.1%	41.5%	100.0%
全国 (n=1,890)	自治体数	532	593	208	133	312	112	1890
	%	28.1%	31.4%	11.0%	7.0%	16.5%	5.9%	100.0%

2024年

		0～14歳人口						合計
		0人	1～19人	20～49人	50～99人	100～499人	500人以上	
～4,999人 (n=300)	自治体数	266	34	0	0	0	0	300
	%	88.7%	11.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
5,000～9,999人 (n=232)	自治体数	110	111	7	4	0	0	232
	%	47.4%	47.8%	3.0%	1.7%	0.0%	0.0%	100.0%
10,000～49,999人 (n=695)	自治体数	63	423	122	52	32	3	695
	%	9.1%	60.9%	17.6%	7.5%	4.6%	0.4%	100.0%
50,000～99,999人 (n=266)	自治体数	0	42	62	62	83	17	266
	%	0.0%	15.8%	23.3%	23.3%	31.2%	6.4%	100.0%
100,000～199,999人 (n=238)	自治体数	0	0	23	29	136	50	238
	%	0.0%	0.0%	9.7%	12.2%	57.1%	21.0%	100.0%
200,000人～ (n=159)	自治体数	0	0	3	8	67	81	159
	%	0.0%	0.0%	1.9%	5.0%	42.1%	50.9%	100.0%
全国 (n=1,890)	自治体数	439	610	217	155	318	151	1890
	%	23.2%	32.3%	11.5%	8.2%	16.8%	8.0%	100.0%

一般的な傾向としては、①自治体の規模が大きくなるほど、外国人の子ども数が多い自治体が増える、②どの人口規模階級であっても、この5年間で外国人の子ども数が増えた自治体が多い、ということが言える。なお、2024年時点で外国人の子どもがゼロであった自治体は439（23.2%）であり、残りの約4分の3の自治体では外国人の子どもが居住している。

これを詳細にみてみると、まず4,999人以下の自治体では2019年には外国人児童は「0人」であった自治体が287（95.7%）とほとんどを占めていた。しかし2024年になると、「0人」の自治体は266（88.7%）へと減少し、34（11.3%）の自治体で外国人の子ども数が「1～19人」となっている。

人口規模が5,000～9,999人の自治体では、2019年には約3分の2にあたる146自治体で外国人の子ども数は「0人」であった一方、外国人の子ども数が「1～19人」は約3分の1の77自治体となっていた。それがこの5年間で大きく変化し、外国人の子ども数が「0人」の自治体が110（47.4%）、「1～19人」の自治体が111（47.8%）と約半数ずつとなっている。また、外国人の子ども数が「50～99人」という自治体も4（1.7%）あり、このような自治体では総人口の約1%を外国人の子ども数が占める状況となっており、自治体政策に与える影響も大きいと考えられる。

人口規模が10,000～49,999人の自治体では、「0人」の自治体は98（14.1%）→63（9.1%）へと減少した一方、「20～49人」が91（13.1%）→122（17.6%）へと増加している。ボリュームゾーンは「1～19人」であり、2019年の438自治体（63.0%）から2024年には423自治体（60.9%）と微減している。また、「500人以上」の自治体は2019年、2024年ともに3自治体となっているほか、「100～499人」の自治体も2019年の23自治体（3.3%）から2024年には32（4.6%）へと増加しており、総人口に対して外国人の子ども数が急増している自治体があることを示している。

人口規模が50,000～99,999人の自治体では、2019年時点には外国人の子ども数が「1～19人」から「100～499人」までの広い範囲に自治体数が分布しており、多様性が高かった。それが2024年には、外国人の子ども数が増加する方向に全体的にシフトし、最も多いのは「100～499人」の категорияとなり83自治体（31.2%）となっている。

人口規模が100,000～199,999人の自治体では、2019年時点で既に外国人の子ども数が「0人」の自治体はなく、「1～19人」が6自治体（2.5%）となっていたが、2024年には「0人」「1～19人」ともゼロとなり、この人口規模の自治体ではすべての自治体で外国人の子ども数は20人以上いることになった。ボリュームゾーンは「100～499人」であるが、2024年には「500人以上」の自治体も50（21.0%）と2割以上を占めるようになった。

人口規模が200,000人以上の自治体では、2019年時点も外国人の子ども数が「0人」あるいは「1～19人」であった自治体はゼロであったが、2024年には外国人の子ども数が増加する方向にシフトし、「100～499人」は78自治体（49.1%）から67自治体（42.1%）へと減少した一方で、「500人以上」が66自治体（41.5%）から81自治体（50.9%）へと大きく増加している。

以上の集計結果より、人口規模が100,000～199,999人の自治体では約8割が、そして人口規模が200,000人以上の自治体では9割強が、100人以上の外国人の子どもを抱えており、いまや外国人の子どもに対する対応の必要性は限られた自治体だけの問題ではなく、人口規模や外国人の国籍等によって詳細は異なるにせよ、多くの自治体に共通する課題となっている。

3. デスクトップリサーチ調査

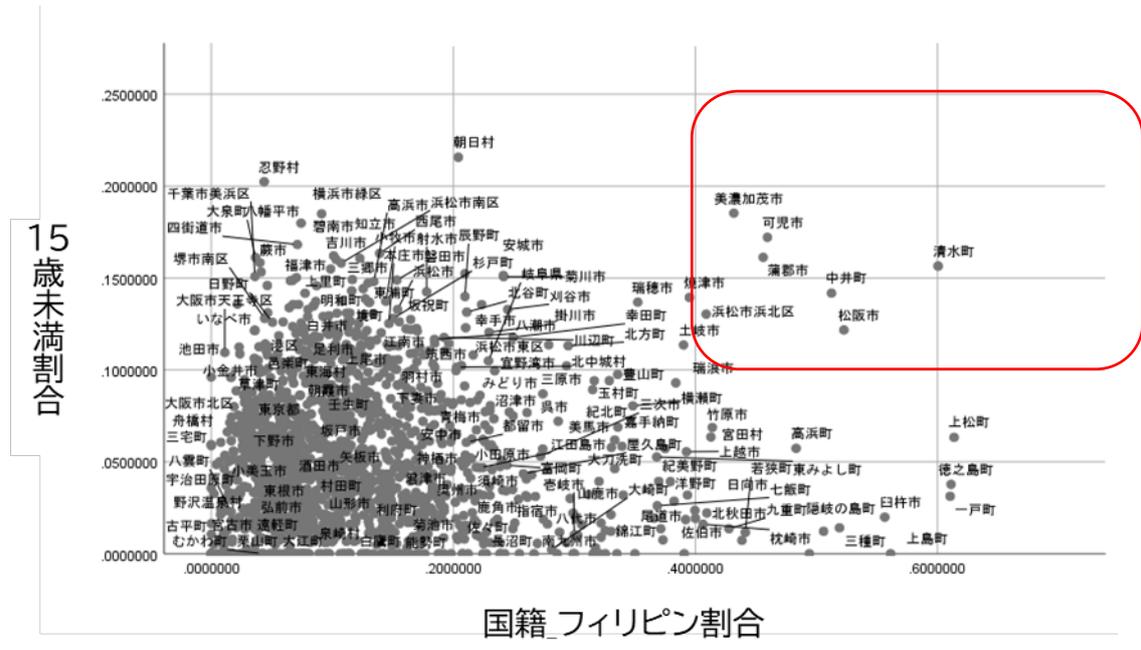
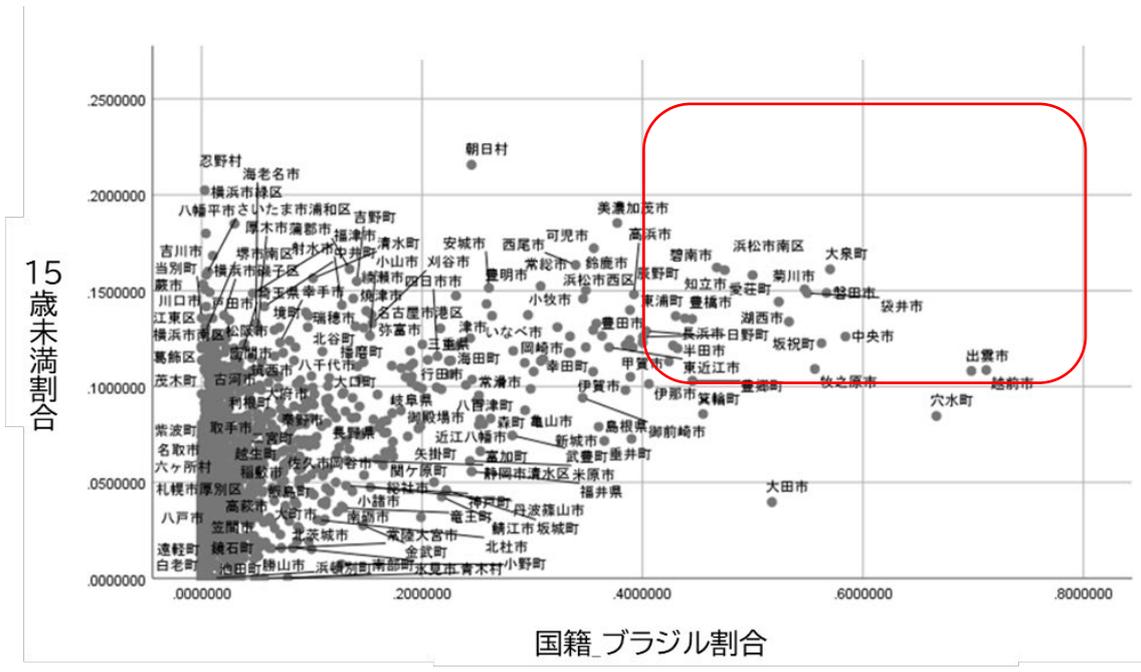
(1) 調査の内容

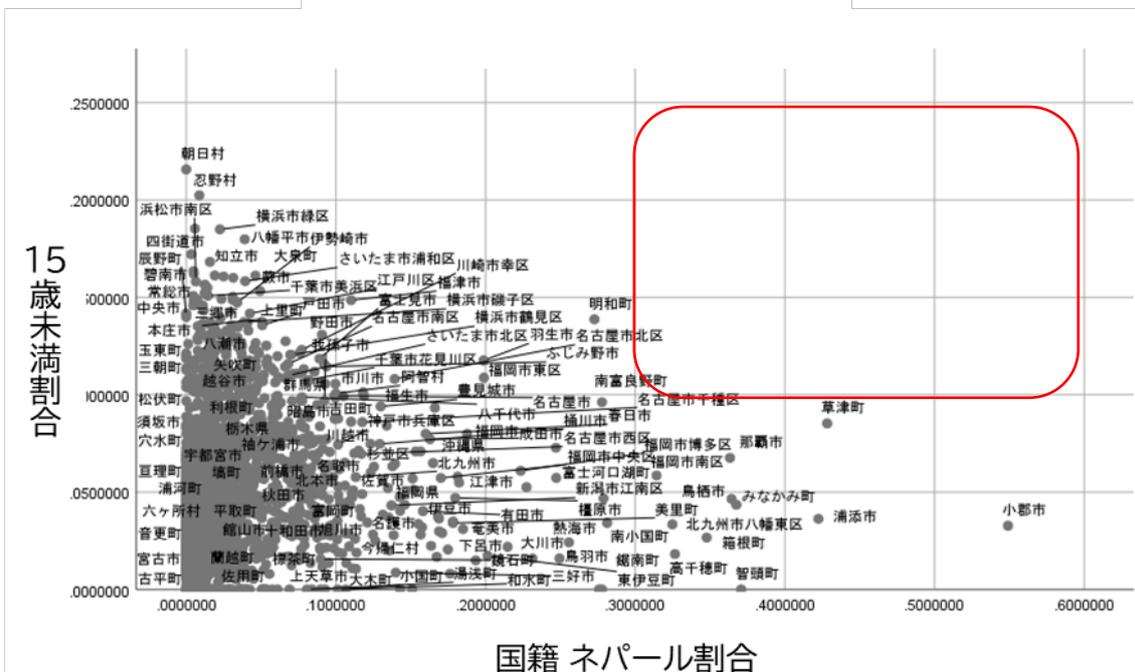
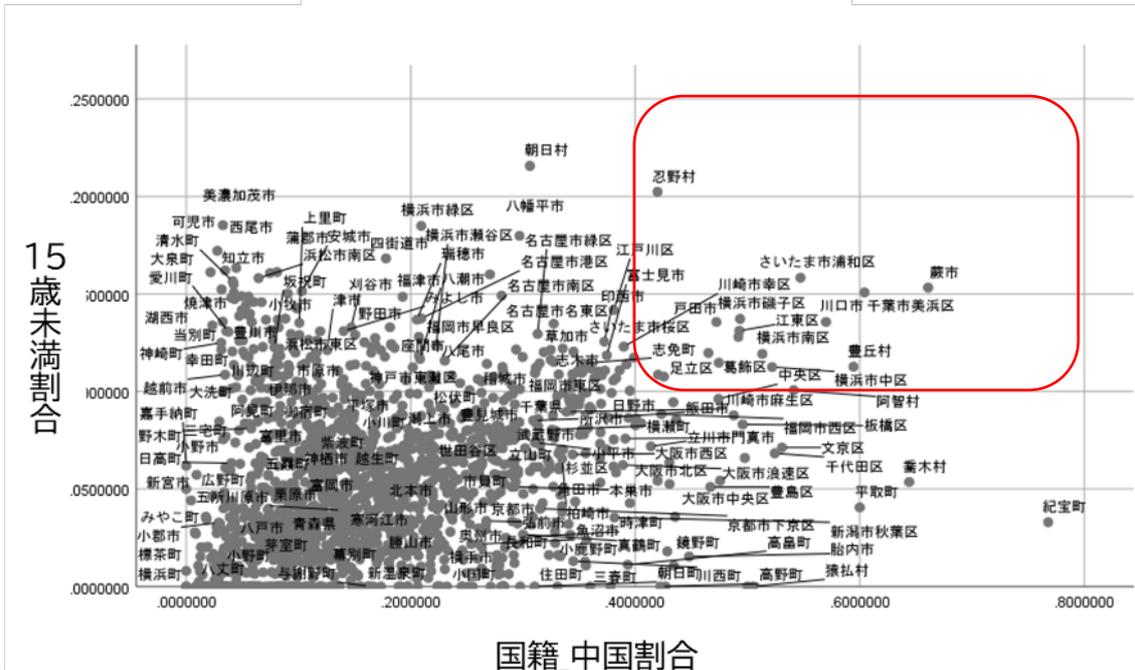
本調査は、都道府県や市区町村が独自に行う外国にルーツを持つ子ども達及びその保護者への支援に関する最新の状況について、ホームページ等からレビューを行い、自治体の施策の実態を明らかにすることを目的として行った。レビューは、2024年7月～9月時点の情報をもとに作成した。調査対象は、政令市（20自治体）、及び政令市以外の23基礎自治体（上田市、飯田市、鈴鹿市、伊勢崎市、太田市、小牧市、大泉町、愛荘町、越前市、長浜市、磐田市、湖南市、豊橋市、美濃加茂市、可児市、松阪市、焼津市、蕨市、江東区、松戸市、東村山市、西東京市、ふじみ野市）である。

調査は以下の手順で行った。

- ①教育委員会、及び子ども福祉課のHPを確認。
- ②上記のHPに記載がない場合は、「外国人」&「自治体名」&「教育委員会」or「子ども」or「児童」or「子育て」or「母子保健」or「プレスクール」or「日本語」等で検索し、多文化共生ページで、子ども向けの支援があれば、反映。
- ③それでも情報が無い場合は、文科省の推進事業の報告書のHPを参照。

対象とした上記基礎自治体の抽出方法は以下の通りである。在留外国人統計と総務省住民基本台帳の情報から、在留外国人総数、国籍別の外国人人口の割合、外国人総人口に占める15歳未満の人口の割合、15歳未満人口の増加率（2018→2023）、人口総数等のデータを整備し、ブラジル、フィリピン、中国、ネパールの国籍別の外国人人口の割合が高く、外国人総人口に占める15歳未満の人口の割合が高い自治体を抽出した。また、外国人集住地域11都市も参照した。更に、HPが充実している自治体を優先的に抽出した。





以下では、下記の項目ごとに支援のバリエーションを記載する。

- ✓ 母語保障、母語による支援
- ✓ 日本語支援

- ✓ 適応支援
- ✓ 就学・進学支援
- ✓ 多文化共生
- ✓ 地域との連携
- ✓ 文部科学省による「外国人の子供の就学状況等調査」以外の、自治体独自の調査の実施

なお、本レビューは三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託して行った。

(2) 調査結果

2-1) 母語保障、母語による支援のバリエーションとしては以下が見られた。

- ①母語・母文化を保持することの保障
- ②日本語指導の際の母語支援員の配置
- ③適応支援のための母語支援員の派遣
- ④学習支援のための母語支援員の派遣
- ⑤母語支援ボランティア等による保護者とのコミュニケーションの際の通訳
- ⑥母語での絵本の読み聞かせ等、親子間コミュニケーションの促進
- ⑦母語支援コーディネーター等による教職員への指導・助言

【政令市以外の基礎自治体】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
飯田市	2024	外国人就学促進事業	学校内で日本語の支援を必要とする児童生徒及び不就学の外国人の子どもに対する日本語、教科、母語の指導を実施。 学齢の不就学児童の居住実態を調査、年度初めに、前年度中学校を卒業した外国籍等、日本語支援が必要である生徒の進路について、中学校へ調査を実施。
太田市	2024	多言語による高校進路ガイダンス	母語での通訳付きで進路についての話を聞いたり直接質問したりすることができる。日本の高校受験システムがよく分からない保護者に対して、大きな役割を果たしている。
大泉町	2023	日本語指導助手の配置	母語支援ができる日本語指導助手を小学校8名、中学校4名配置。
湖南市	2023	母語支援員の派遣	5名の母語支援員を市内の該当する小・中学校(小学校7校、中学校4校)に配置し、母語を併用した個別支援により、日本語指導や教育相談を実施。

【政令市】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
大阪市	2024	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業	共生支援拠点：4か所 多文化共生教育相談ルーム：南小学校内に設置 日本語指導が必要な子どもの教育センター校：17校 キャリア支援コーディネーター、未来共生教育統括コーディネーターの配置 母語・母文化の保障、学校教育での多文化共生教育の推進（総合支援）等も実施。
大阪市	2023	JSL カリキュラム日本語指導員、母語支援員の派遣	JSL カリキュラム日本語指導員と母語支援員を派遣し、教科における日本語指導や教科指導補助を行う。 フレックス時に母語支援者を派遣し、日本語指導員と母語支援者が協力して学校システムの説明や学校生活の共生指導（初期指導）を行う。 学校から 要請があれば、適応型言語能力検査（ATLAN）を用いて言語能力の測定を行い、結果に応じて適切な支援をする。 学校からの母語支援者の要請に応えるため、母語支援員コーディネーターを共生支援拠点に配置し母語支援員と在籍校との連絡調整を行うとともに、在籍校の教職員への指導・助言にあたる。
大阪市	2023	多文化進路ガイダンス	年2回実施する「多文化進路ガイダンス」に母語支援者（通訳者）を派遣し、日本語での説明理解に不十分な生徒・保護者に対して、母語での進路説明や個別相談での通訳を行う等支援を行う。
名古屋市	2024	母語学習協力員	日本語指導を必要とする児童生徒が多く在籍する学校に、児童生徒・保護者の母語を使ってコミュニケーションを行うことができる母語学習協力員を配置。通常の授業の中で母語による学習支援や、別室に取り出している日本語の個別指導、日本語ができない保護者のために通訳や翻訳等を行う。また、希望する学校に対して巡回指導を行う。
京都市	2024	母語支援のための留学生等の派遣	特に来日直後の児童生徒への適応指導や母語保持のため、学校からの依頼に基づき、児童生徒の母語と日本語でコミュニケーションが可能な留学生等を派遣しています。
京都市	2023	多言語による『小学校生活親子オリエンテーション』の実施	日本の小学校生活に関する説明会（保護者）ことばを使った活動※プレスクール（子ども） 母語の大切さを知り、母語の絵本で読聞かせを体験する（親子）
京都市	2023	日本語指導ボランティア、母語支援員の派遣	・特別の教育課程による日本語指導終了後、さらに継続した支援が必要な児童生徒に対して日本語指導ボランティアを派遣 ・特別の教育課程による日本語指導対象児童生徒を複数同時に指導する場合のチームティーチング要員 ・通級型初期集中指導における、学校生活適応指導の支援、通訳ボランティアでは対応が困難な案件における母語支援員における通訳対応 「母語による初期適応・学習支援」：対象となる日本語指導が必要な児童生徒へ、母語のできるボランティアによる初期適応支援・学習支援を行う。
横浜市	2024	母語支援ボランティア活用事業	「母語による中期放課後等学習支援」：初期適応・学習支援実施後等の児童生徒へ放課後や長期休業中等に、母語のできるボランティアによる補習等の学習支援を行う。 「保護者等通訳支援」：学校が見つけた母語支援ボランティアによる通訳支援を行う。
神戸市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導ができる支援員（人）： チーフコーディネーター・コーディネーター（2）日本語指導員（4）日本語指導支援員（小：35・中16） 児童生徒等の母語が分かる支援員（人）： ランゲージ支援員 A（10子ども多文化共生サポーター）（68） ランゲージ支援員 B（94）ランゲージコーディネーター（3）
神戸市	2023	親子日本語教室	小学校 JSL 教室発表会、母語を大切にしたい日本語指導交流会 を実施
北九州市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	センター校及び居住区の学校への支援員（専任教員または日本語指導協力員）の派遣 中国語、英語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タガログ語、ピサヤ語、韓国語を話せる14名の日本語指導協力員の派遣 保護者懇談会や説明会などで、通訳として活用
仙台市	2023	指導協力者の派遣	学校からの要請に応じて、日本語指導または母語による支援ができる指導協力者の派遣
千葉市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導の必要な児童生徒が在籍する学校に外国人児童生徒指導協力員を派遣し、該当児童生徒を取り出して指導 生活言語の指導（初期指導）を行う。原則として1日2校訪問。指導協力員は15人で、対応言語は、中国語（7人）、フィリピン語（4人）、スペイン語（2人）、韓国・朝鮮語（2人）である。
堺市	2023	日本語指導員の派遣	帰国・来日生徒等寄添い指導員（母語のわかる支援員による自立のための支援）1回2時間 自立支援日本語指導員（日本語習得のための支援）1回2時間 日本語サポーター（学習言語習得のための入り込み支援）1回3時間
岡山市	2023	日本語指導支援員の派遣	学校からの要望に応じて、週に1回2時間、年間20回を原則として日本語指導支援員を派遣。初期の日本語指導を支援。（日本語指導支援員登録者数：20人）可能な場合は、児童生徒の母語を使用（対応言語：中国語・英語・ドイツ語・韓国語・フランス語・ベトナム語）
相模原市	2024	日本語指導講師、日本語指導等協力者の派遣	日本語指導講師： 日本語が理解できないため、学校生活や学習面で支障がある児童・生徒が在籍する市立小・中学校及び義務教育学校に、対象児童・生徒一人につき、週1回（3時間）を基本として派遣 日本語指導等協力者： 母語が話せる協力者を市立小・中学校及び義務教育学校に派遣。対象児童・生徒一人につき週1回（2時間）の対応を基本とする。

2-2) 日本語支援のバリエーションとしては以下が見られた。

- ① 日本語指導が必要な子どものためのセンター校や拠点校の設置^{*1}
- ② 日本語指導員や支援員の配置
- ③ 期限を区切った集中的な日本語指導（プレクラス）
- ④ 特別の教育課程による取り出し指導
- ⑤ 特別の教育課程外での放課後日本語教室の開設
- ⑥ 日本語教室等の周知や学校ガイダンス
- ⑦ 日本語学習の指導例や教材等の学校への提供
- ⑧ 学校への翻訳や通訳の派遣
- ⑨ 就学前教室
- ⑩ 親子日本語教室の開設
- ⑪ 保護者／外国人材帯同家族向け日本語教室
- ⑫ 授業研究や教材開発を通じた、教師間のネットワーキングと教師の指導力向上
- ⑬ 日本語指導コーディネーターや語学相談員による巡回指導
- ⑭ 地域住民による日本語支援

*1 学区を緩和して通えるようにし、拠点校で集中的に日本語指導を行うケースの市町村も見られた。

【政令市以外の基礎自治体】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
上田市	2024	集中日本語教室「虹のかけはし」、日本語教室	来日直後や転入により日本語や日本の生活習慣に不慣れな子どもを対象としたプレスクールで、最長6ヶ月在籍できる。バイリンガルの指導員等により、基礎的な日本語を指導し学校生活への早期適応を支援。
上田市	2024	バイリンガル指導補助員の配置、外国籍児童生徒支援員、外国籍児童生徒支援専門員の派遣	バイリンガル指導補助員：日本語教室における指導の補助を実施。外国籍児童生徒支援員：要望のある学校に派遣し、外国籍児童生徒等への通訳、配布文書の翻訳。専門員：バイリンガルの職員を任用し、担当課の窓口や電話相談に対応、配布文書の翻訳を行う。
飯田市	2024	外国人就学促進事業	学校内で日本語の支援を必要とする児童生徒及び不就学の外国人の子どもに対する日本語、教科、母語の指導を実施。学齢の不就学児童の居住実態を調査、年度初めに、前年度中学校を卒業した外国籍等、日本語支援が必要である生徒の進路について、中学校へ調査を実施。
飯田市	2023	小中学校における日本語教室の設置・運営	小学校5校、中学校1校に日本語教室を設置。
飯田市	2023	外国人児童・生徒共生支援員の配置と派遣	外国籍児童・生徒共生支援員の配置、学校への派遣を行う。(ポルトガル語2名、中国語2名、タガログ語1名) 要請のあった高校にも派遣している。
飯田市	2023	日本語指導者の派遣	日本語教室の無い学校へ日本語指導者の派遣。
鈴鹿市	2023	国際教室の設置	児童生徒の在籍が多い学校への、国際加配の教員が配置、国際教室の設置。
鈴鹿市	2023	外国人教育指導助手の配置、外国人児童生徒支援員等の派遣	外国人教育指導助手8人を小中学校14校に配置し、適応支援や保護者支援、学校の要請や外国人児童生徒等の状況に応じて、8人の日本語指導講師や4人の外国人児童生徒支援員等を派遣。
鈴鹿市	2023	日本語教育ネットワーク会議、多文化共生教育実践EXPOの開催	日本語教育ネットワーク会議を年間5回開催し、「特別の教育課程」に対応した日本語指導体制、授業実践研究や教材開発に取り組む。多文化共生教育実践EXPOを開催し、実践の共有や日本語指導担当教員の指導力向上を図る。
鈴鹿市	2024	就学支援教室「コトノハ」	来日間もない外国人児童・生徒などへの日本語初期指導や適応指導、高校進学を目指す19歳以下の外国人生徒などへの進路支援を行っている。
伊勢崎市	2024	子ども日本語教室未来塾業務委託	子ども日本語教室未来塾と委託契約を締結することにより、市内小中学校に在籍する外国籍児童生徒などが円滑に教育環境に適応できるよう、日本語の習得や教科学習を支援。
伊勢崎市	2023	初期適応指導、拠点校指導、日本語教室	初期適応指導(小学校4校)：入学手続き及び学校生活での必要な指導を5日間重点的に行う。 拠点校指導(小学校8校、中学校2校)：通学区を緩和して籍を移して、日本語教室において、より徹底した指導を行う。 日本語教室(小学校12校、中学校5校)：県費加配教員を日本語担当教員として配置し、入り込み指導や取り出し指導等の充実を図る。
伊勢崎市	2023	巡回型日本語指導コーディネーター	日本語教室未設置校を巡回し、指導体制の構築、改善、充実を図る。(2名)
太田市	2024	外国人児童生徒教育ブロック別集中校システム	市内の小中学校区を8ブロックに分け、ブロック別の集中校に初期の日本語指導や教科指導のための担当教員(日本人)とバイリンガル教員、日本語指導助手を配置して児童生徒の実態に応じた支援を行っている。
太田市	2024	初期指導教室プレクラスひまわり教室	外国人児童生徒が日本の学校への適応を図るために必要な日本語初期指導、学校への適応指導等、指導援助を行う。
太田市	2024	入学前プレスクール・保護者オリエンテーション	外国籍幼児には日本語の初期指導や、小学校生活についての説明や体験活動を行う。保護者には日本の学校制度や学校生活のルール等についてオリエンテーションを行う。
小牧市	2024	にじっこ教室(日本語初期教室)	小牧市の小中学校へ入学する子どもで、日本語がほとんどわからない場合に、「にじっこ教室」で約3ヶ月間、集中して日常会話、ひらがな、カタカナ、日本の学校のきまり、習慣などを学ぶ。市内2か所に設置。
小牧市	2023	語学相談員、日本語指導員の配置	語学相談員7名と日本語指導員2名が、各学校を巡回し、来日して間もない外国人児童生徒等に対して、日本語初期指導及び学校生活適応や日本語の支援、学習支援等を行う。

大泉町	2023	日本語学級の設置	町内の小学校4校、中学校3校に日本語学級を設置、19名の日本語担当教諭を配置。
大泉町	2023	日本語指導助手の配置	母語支援ができる日本語指導助手を小学校8名、中学校4名配置。
越前市	2023	日本語初期指導員、日本語基礎指導員の派遣	日本語初期指導員(3名):ことばの指導(ポルトガル語等・日本語)。来日間もない児童生徒の転入があった場合、日本語初期指導員を派遣して、初期指導を行う。 日本語基礎指導員(7名):ことばの指導、生活・学習支援。
長浜市	2024	外国人子どもサポート事業	小中学校および義務教育学校にサポート支援員を派遣し、外国人児童生徒にコミュニケーション支援や学習支援、初期指導等を行ったり、文書の翻訳や懇談等の通訳を行う。ポルトガル語4名、スペイン語3名、タガログ語1名、ベトナム語1名。
長浜市	2024	幼稚園・保育所・認定こども園への支援員の配置・巡回	園児や保護者がスムーズに就園・就学できるように、翻訳や通訳のサポートを行うとともに、保護者の子育てや園生活、就学についての心配や悩みに対応する。
長浜市	2023	外国人児童生徒学習指導員	教員免許を持つ指導員で、加配配置校で、30人を超える規模の学校において、加配教員と協力して、外国人児童生徒に指導を行う。
湖南市	2023	日本語初期指導教室「さくら教室」	学校教育に必要な初歩的・基礎的な生活指導及び日本語指導を含む適応指導を一定期間集中的に行う。
豊橋市	2023	外国人児童生徒教育相談員の配置	27人の相談員を配置し、外国人児童生徒担当者への教材・教具の紹介、日本語の指導法、巡回指導、通訳支援、教育相談等の活動を行う。
豊橋市	2024	外国人児童生徒対応スクールアシスタント	保護者との連絡、連絡文書の翻訳、国際学級での補助等
豊橋市	2024	外国人児童サマースクール事業	外国人集住地区の外国人児童を対象に、地域住民等が連携して、日本語学習や宿題の支援を行う。
美濃加茂市	2024	初期適応指導教室「のぞみ教室」	日本の学校に初めて入学する児童生徒や、日本語が全く分からない子のために、簡単な日本語やひらがな、カタカナ、日本の学校生活などを教える「のぞみ教室」を開いている。「のぞみ教室」で勉強をしてから、日本の学校に入学することもできる。
美濃加茂市	2023	国際教室	日本語をある程度話すことができるが、特定の教科において支援が必要な児童・生徒に対して、個別の授業を実施するもの。各学校に通訳スタッフを配置
美濃加茂市	2023	高校進学支援(かがやき教室)	日本語能力が備わらないまま中学校を卒業または義務教育年齢を超えてから来日した子どもに対して、週4回、日本語のレベル別に進学を支援。(可児市国際交流協会への委託)
可児市	2024	初期指導「ばら教室KANI」	初めて小・中学校へ就学する外国人児童生徒を対象に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、「ステップ②」へ進めることを支援する。
可児市	2024	教科指導「国際教室」	ばら教室KANIを修了した児童・生徒等を対象に、中・上級の日本語指導を行いながら、在籍学年に応じた教科学習を支援する。
可児市	2024	補助指導	国際教室を修了した外国人児童・生徒等を対象に、状況に応じながら補助的に教科学習を支援する。
可児市	2024	外国人児童・生徒コーディネーター、学習指導員	ポルトガル語又はフィリピン語を話す、教員免許は持っていない人が、外国人児童・生徒コーディネーターと、学習指導員を兼務。学習指導員として初期指導「ばら教室KANI」に配置されるとともに、コーディネーターとして巡回指導等も行う。
松阪市	2024	初期適応支援教室「いっぽ」	外国人児童生徒に対して、初歩的な日本語学習や日本の学校への適応支援を一定期間集中して行います。また、保護者の教育相談にも応じます。
松戸市	2024	(日本語を母国語としない子どものための学習支援)	NPO法人において、子どもの学習支援を実施。(基本的に市事業を記載しているが、本事業は協働事業として、松戸市のHPにて公開されているため記載)
東村山市	2024	外国に繋がる小中学生へのサポート事業(学習指導)	放課後、先生がお子様勉強を教えます。個別指導です。
東村山市	2024	子ども日本語教室	外国にルーツを持つ子どもたちのための日本語教室です。小学生から中学生までの子どもは日本語を勉強できます。

【政令市】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
大阪市	2024	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業	共生支援拠点：4か所 多文化共生教育相談ルーム：南小学校内に設置 日本語指導が必要な子どもの教育センター校：17校 キャリア支援コーディネーター、未来共生教育統括コーディネーターの配置 母語・母文化の保障、学校教育での多文化共生教育の推進（総合支援）等も実施。
大阪市	2023	JSL カリキュラム日本語指導員、母語支援員の派遣	JSL カリキュラム日本語指導員と母語支援員を派遣し、教科における日本語指導や教科指導補助を行う。 プレクラス時に母語支援者を派遣し、日本語指導員と母語支援者が協力して学校システムの説明や学校生活の共生指導（初期指導）を行う。 学校から要請があれば、適応型言語能力検査（ATLAN）を用いて言語能力の測定を行い、結果に応じて適切な支援をする。 学校からの母語支援者の要請に応えるため、母語支援員コーディネーターを共生支援拠点に配置し母語支援員と在籍校との連絡調整を行うとともに、在籍校の教職員への指導・助言にあたる。
大阪市	2023	日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の配置	
名古屋市	2024	日本語教育相談センター	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れ、学校生活への適応及び学習の補助に関する相談窓口として下記の活動を行う。 ・児童生徒の就学に関する相談業務（電話相談・来所相談） ・必要に応じて初期日本語集中教室や日本語通級指導教室等の案内 ・学校への翻訳及び通訳派遣 ・日本語学習の指導例や、日本語学習教材等の学校への提供
名古屋市	2024	初期日本語集中教室	日本語を全く理解できない児童生徒に対して、初歩的な日本語や、基本的な日本の学校生活習慣についての学習を行う。
名古屋市	2024	日本語通級指導教室	日常生活をすることはできるが、授業で使う言葉が分からない児童生徒に対して、学習言語の指導を行う。
京都市	2024	日本語指導ボランティアの派遣	特別の教育課程による日本語指導の期間が終了した外国人児童生徒のうち、日本語能力が十分でない者を対象に、放課後の時間帯に日本語指導を行うボランティアを派遣しており、児童生徒の状況に合わせて、日本語で日本語学習を支援しています。
京都市	2023	日本語指導ボランティア、母語支援員の派遣	・特別の教育課程による日本語指導終了後、さらに継続した支援が必要な児童生徒に対して日本語指導ボランティアを派遣 ・特別の教育課程による日本語指導対象児童生徒を複数同時に指導する場合のチームティーチング要員 ・通級型初期集中指導における、学校生活適応指導の支援、通訳ボランティアでは対応が困難な案件における母語支援員における通訳対応
横浜市	2024	国際教室、外国語補助指導員の配置	
横浜市	2024	日本語支援拠点施設「ひまわり」・「鶴見ひまわり」・「都筑ひまわり」	プレクラス：来日間もない日本語指導が必要な児童生徒を対象に、4週間、週3日の集中的な日本語指導及び学校生活の指導を行う。 学校ガイダンス：新たに外国から転・編・入学してきた児童生徒及び保護者を対象に、英語、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語で日本の学校生活などについてのガイダンス及び児童生徒の学習状況の確認を行う。 就学前教室「さくら教室」（「ひまわり」のみ実施）：外国籍等の新小学校1年生を対象に小学校への入学準備として、学校生活の体験や学習への準備について指導し、入学後の円滑な適応を図る。また、当該1年生の保護者を対象に、日本の学校生活や家庭学習の必要性などについて説明する。
横浜市	2024	小中学生対象の日本語教室	通級指導（主に中学生対象）：市内5か所に設置された集中教室（P.4～5参照）で日本語指導を行う。 派遣指導（主に小学生対象）：初期日本語指導が必要な児童が在籍している学校に日本語講師が派遣され、学校内での取り出しによる日本語指導を行う。
神戸市	2023	JSL 教室、日本語指導支援センター校	小学校 JSL 教室（通年実施・年間3200時間程度）・中学校JSL教室（通年実施・年間600時間程度） 日本語指導支援センター校（通年実施・年間300時間程度）
神戸市	2023	高校生等に対する教育・支援	高校への日本語指導担当教員、日本語指導非常勤講師、教科指導非常勤講師、こども日本語サポートひろば、ランゲージ支援員 B からの人的支援 市教委事務局、学校、KICC によるサポート体制・研修体制
神戸市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導ができる支援員（人）： チーフコーディネーター・コーディネーター（2）日本語指導員（4）日本語指導支援員（小：35・中16） 児童生徒等の母語が分かる支援員（人）： ランゲージ支援員 A（旧子ども多文化共生サポーター）（68） ランゲージ支援員 B（94）ランゲージコーディネーター（3）
神戸市	2023	親子日本語教室	小学校 JSL 教室発表会、母語を大切にしたい日本語指導交流会 を実施
北九州市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	センター校及び居住区の学校への支援員（専任教員または日本語指導協力員）の派遣 中国語、英語、スペイン語、フランス語、インドネシア語、タガログ語、ピサヤ語、韓国語を話せる14名の日本語指導協力員の派遣 保護者懇談会や説明会などで、通訳として活用
札幌市	2024	子どもの日本語学習支援	外国人児童等の日本語学習や学校生活適応に向けた支援を行うため、学校への指導協力者等の派遣を実施している。市立小・中学校、中等教育学校・高等学校に在籍している帰国・外国人児童生徒等を対象として、指導協力者を学校に派遣し、対象児童生徒への日本語指導等の支援を行っている。

川崎市	2023	高校生等に対する教育・支援	外国につながる生徒が多く在籍している学校に対して重点的に非常勤講師を配置し、日本語学習や学校生活等の支援を行う。 市立高校定時制にて在県外国人特別募集枠が新設され、NPO 法人と連携を行いながら、キャリア教育の視点を重視して指導を実施した。日本語指導や在留資格に係る職員研修を実施し、外国につながる生徒へのきめ細かな指導へつなげた。
川崎市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導の初期段階の支援及び学校への生活適応を図るために、日本語指導についてのスキルを持ち、児童生徒の母語での支援ができる人材を「日本語指導初期支援員」として配置
福岡市	2024	拠点校、日本語指導担当教員の配置	拠点校は、4つのエリアに小中学校1校ずつ。 日本語指導担当教員配置校は、小学校8校、中学校5校に配置。
広島市	2023	拠点校、日本語指導コーディネーターの配置	外国人児童生徒等に対する日本語指導の拠点校として、日本語学習教室設置校である小学校2校、中学校1校を位置づけ、日本語指導コーディネーターを各校に1名ずつ配置。
広島市	2023	日本語指導協力者への訪問	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に日本語指導協力者が訪問する。
仙台市	2023	指導協力者の派遣	学校からの要請に応じて、日本語指導または母語による支援ができる指導協力者の派遣
仙台市	2024	日本語を母語としない小・中学生のためのオンライン教室、夏休み教室	(SenTIA主催であるが、仙台市HP掲載のため記載)宮城教育大学、東北大学の学生ボランティアが日本語や学校の勉強を手伝う。オンライン教室:水、木の午後5～6時。夏休み教室は、中学生を対象として、進路についても話す機会になっている。
千葉市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導の必要な児童生徒が在籍する学校に外国人児童生徒指導協力員を派遣し、該当児童生徒を取り出して指導
千葉市	2024	日本語指導教室、日本語指導通級教室	生活言語の指導(初期指導)を行う。原則として1日2校訪問。指導協力員は15人で、対応言語は、中国語(7人)、フィリピン語(4人)、スペイン語(2人)、韓国・朝鮮語(2人)である。
さいたま市	2024	日本語指導員派遣事業	支援を必要とする対象児童が多い小学校2校に「外国人児童指導教室」を、日本語指導が必要な中学生に、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために「日本語指導通級教室」を2か所設置。 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市立小・中学校の校長先生からの申請に基づき、日本語指導員として登録している方を教育委員会が各学校へ派遣
静岡市	2024	「外国につながる子ども」向けプレスクール	4月から小学校に入学する予定の外国につながる子どもと保護者を対象としたプレスクールを開催。体験的な指導プログラムの実施により、対象児が、入学直後の学校生活に必要な日本語の基礎を習得し、小学校生活をスムーズにスタートできるようにする。対象児の保護者には、本市の日本語指導体制についての説明会及び相談会を行う。
静岡市	2023	日本語指導教室、訪問指導	日本語指導教室、訪問指導での学習指導
静岡市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導員による日本語初期指導の実践 児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣(適応相談)
堺市	2023	日本語指導員の派遣	帰国・来日生徒等寄添い指導員(母語のわかる支援員による自立のための支援)1回2時間 自立支援日本語指導員(日本語習得のための支援)1回2時間 日本語サポーター(学習言語習得のための入り込み支援)1回3時間
新潟市	2023	日本語指導協力者の派遣	学校より要請にもとづき日本語指導が必要な児童生徒に派遣
浜松市	2024	初期日本語指導拠点校	中学生年齢で初めて日本の学校に就学する生徒が、就学後10週間(週4日)通級し、学校生活適応指導及び日本語基礎指導、教科の基礎的な補習を受けることで、在籍校への円滑な適応を図る。
浜松市	2024	巡回指導教員、拠点校指導教員	巡回指導教員:自校の子どもたちを指導。近隣の少数在籍校へ巡回指導。年度途中の編入があった場合は、巡回指導の調整を行い対応。 拠点校指導教員:初任者2人に対し、初任者指導を行う。事項の日本語指導が必要な児童生徒に対し、取り出し指導を行う(特別的教育課程)
浜松市	2024	学校への支援者の配置・派遣	学校からの要請に基づき、支援員やサポーター、指導員、バイリンガル支援者を派遣する。
浜松市	2024	プレスクール業務委託	小学新1年生とその保護者対象に、1～3月の土曜日に8回開催。対象は、日本の就学前教育を受けていない、または就園期間が半年に満たない子供とその保護者。保護者が日本の学校へ初めて就学させる場合も希望があれば参加できる。
浜松市	2024	外国人材の帯同家族向け日本語教室	浜松商工会議所の協力のもと、官民連携による外国人材の帯同家族向けの日本語教室を開催。事業所が申込、費用も事業所が負担する仕組み。
岡山市	2023	日本語指導支援員の派遣	学校からの要望に応じて、週に1回2時間、年間20回を原則として日本語指導支援員を派遣。初期の日本語指導を支援。(日本語指導支援員登録者数:20人)可能な場合は、児童生徒の母語を使用(対応言語:中国語・英語・ドイツ語・韓国語・フランス語・ベトナム語)
相模原市	2024	海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業	就学の案内: 市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が、学校生活を送るうえで日本の義務教育に関する基本的なきまりや知識、手続き、学校生活の概要について理解を図る 国際教室: 日本語指導を要する外国人児童・生徒が一定数に在籍する市立小・中学校及び義務教育学校に、必要に応じて担当教員を配置し、指導にあたる
相模原市	2024	日本語指導講師、日本語指導等協力者の派遣	日本語指導講師: 日本語が理解できないため、学校生活や学習面で支障がある児童・生徒が在籍する市立小・中学校及び義務教育学校に、対象児童・生徒一人につき、週1回(3時間)を基本として派遣 日本語指導等協力者: 母語が話せる協力者を市立小・中学校及び義務教育学校に派遣。対象児童・生徒一人につき週1回(2時間)の対応を基本とする。
熊本市	2023	日本語指導協力員、日本語指導支援員、学校通訳有償ボランティアの派遣	日本語指導協力員 人数:11人 日本語指導支援員 対応言語:英語(2人)、中国語(1人) 学校通訳有償ボランティア 対応言語:英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、バシクトー語(登録制で13人)

2-3) 適応支援のバリエーションとしては以下が見られた。

- ①相談ルームの設置
- ②相談員や支援員の配置・派遣
- ③初期日本語集中教室における日本の学校生活習慣についての学習
- ④通訳による児童・生徒、保護者、学校間のコミュニケーション支援
- ⑤母語の分かるボランティアや支援員による寄り添い支援
- ⑥プレスクールでの保護者へ説明や相談会の実施
- ⑦学習支援
- ⑧発達に関する相談と身体測定

【政令市以外の基礎自治体】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
上田市	2024	バイリンガル指導補助員の配置、外国籍児童生徒支援員、外国籍児童生徒支援専門員の派遣	バイリンガル指導補助員：日本語教室における指導の補助を実施。外国籍児童生徒支援員：要望のある学校に派遣し、外国籍児童生徒等への通訳、配布文書の翻訳。専門員：バイリンガルの職員を任用し、担当課の窓口や電話相談に対応、配布文書の翻訳を行う。
飯田市	2023	外国人児童・生徒共生支援員の配置と派遣	外国籍児童・生徒共生支援員の配置、学校への派遣を行う。(ポルトガル語2名、中国語2名、タガログ語1名) 要請のあった高校にも派遣している。
伊勢崎市	2024	外国籍児童生徒学校生活支援助手の派遣	日本語が全くあるいはほとんど話せないなど、学校生活等への支援が必要な幼稚園及び小中学校に在籍する外国籍園児・児童・生徒などに対し、各学校や幼稚園に学校生活支援助手を派遣。日本語の習得支援や学習支援、生活支援など、必要な指導・援助を行う。<31名：R5>
太田市	2024	初期指導教室プレクラスひまわり教室	外国人児童生徒が日本の学校への適応を図るために必要な日本語初期指導、学校への適応指導等、指導援助を行う。
太田市	2024	入学前プレスクール・保護者オリエンテーション	外国籍幼児には日本語の初期指導や、小学校生活についての説明や体験活動を行う。保護者には日本の学校制度や学校生活のルール等についてオリエンテーションを行う。
小牧市	2024	にじっこ教室(日本語初期教室)	小牧市の小中学校へ入学する子どもで、日本語がほとんどわからない場合に、「にじっこ教室」で約3ヶ月間、集中して日常会話、ひらがな、カタカナ、日本の学校のきまり、習慣などを学ぶ。市内2か所に設置。
小牧市	2023	語学相談員、日本語指導員の配置	語学相談員7名と日本語指導員2名が、各学校を巡回し、来日して間もない外国人児童生徒等に対して、日本語初期指導及び学校生活適応や日本語の支援、学習支援等を行う。
大泉町	2023	外国人子女教育コーディネーターの配置	外国人子女教育コーディネーターを配置し各学校を巡回し、助言・情報提供
大泉町	2023	多言語サロンの設置	水・土に図書館にて開催。外国人子女教育コーディネーター、日本語指導助手が担当。初期日本語指導、学校生活に係る情報の提供。子ども、その親が日本語を学ぶこともできる。
越前市	2023	アクセスワーカーの派遣	アクセスワーカー(8名)：外国人児童生徒在籍校を巡回し、通訳や翻訳、保護者の言語対応等、教育の補助を行う。
長浜市	2024	外国人子どもサポート事業	小中学校および義務教育学校にサポート支援員を派遣し、外国人児童生徒にコミュニケーション支援や学習支援、初期指導等を行ったり、文書の翻訳や懇談等の通訳を行う。ポルトガル語4名、スペイン語3名、タガログ語1名、ベトナム語1名。
長浜市	2024	幼稚園・保育所・認定こども園への支援員の配置・巡回	園児や保護者がスムーズに就園・就学できるように、翻訳や通訳のサポートを行うとともに、保護者の子育てや園生活、就学についての心配や悩みに対応する。
湖南省	2023	母語支援員の派遣	5名の母語支援員を市内の該当する小・中学校(小学校7校、中学校4校)に配置し、母語を併用した個別支援により、日本語指導や教育相談を実施。
豊橋市	2023	外国人児童生徒教育相談員の配置	27人の相談員を配置し、外国人児童生徒担当者への教材・教具の紹介、日本語の指導法、巡回指導、通訳支援、教育相談等の活動を行う。
豊橋市	2024	外国人中学生等のアフタースクール事業	外国人中学生等を対象とした学習補助。
豊橋市	2024	外国人母子保健相談	外国人の保護者(ポルトガル語を話す方)に、妊娠・出産・育児・子どもの発達に関する相談とともに、乳幼児の身体測定を行う。 月1回(月曜日)午前9時30分～11時30分(予約制)
豊橋市	2024	外国人児童生徒教育資料の多言語化	外国人児童関連の資料について、多言語化し、ポータルサイトに掲載。小中学校用文章～進路関係、多岐に渡る。
美濃加茂市	2024	初期適応指導教室「のぞみ教室」	日本の学校に初めて入学する児童生徒や、日本語が全く分からない子のために、簡単な日本語やひらがな、カタカナ、日本の学校生活などを教える「のぞみ教室」を開いている。「のぞみ教室」で勉強してから、日本の学校に入学することもできる。
美濃加茂市	2023	国際教室	日本語をある程度話すことができるが、特定の教科において支援が必要な児童・生徒に対して、個別の授業を実施するもの。各学校に通訳スタッフを配置
可児市	2024	初期指導「ばら教室KANJ」	初めて小・中学校へ就学する外国人児童生徒を対象に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、「ステップ②」へ進めることを支援する。
松阪市	2024	初期適応支援教室「いっぼ」	外国人児童生徒に対して、初歩的な日本語学習や日本の学校への適応支援を一定期間集中して行います。また、保護者の教育相談にも応じます。
松戸市	2024	(日本語を母国語としない子どものための学習支援)	NPO法人において、子どもの学習支援を実施。(基本的に市事業を記載しているが、本事業は協働事業として、松戸市のHPにて公開されているため記載)
東村山市	2024	外国に繋がる小中学生へのサポート事業(言語指導)	学校の授業の時、ボランティアがお子様の隣で通訳します。

【政令市】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
大阪市	2024	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業	共生支援拠点：4か所 多文化共生教育相談ルーム：南小学校内に設置 日本語指導が必要な子どもの教育センター校：17校 キャリア支援コーディネーター、未来共生教育統括コーディネーターの配置 母語・母文化の保障、学校教育での多文化共生教育の推進（総合支援）等も実施。
名古屋市	2024	初期日本語集中教室	日本語を全く理解できない児童生徒に対して、初歩的な日本語や、基本的な日本の学校生活習慣についての学習を行う。
名古屋市	2024	(名古屋国際センター：海外児童生徒教育相談)	(名古屋国際センター事業(指定管理者))専門の相談員が、海外勤務に伴う子どもの教育や生活問題(渡航時・帰国時)について、また、外国籍の子どもの教育全般について相談に応じている。相談内容等のデータを活動報告書として掲載。
京都市	2024	通訳ボランティアの派遣	帰国・外国人児童生徒や、その保護者を対象に、転入時や懇談等の際に、通訳ができるボランティアを派遣し、学校と児童・生徒・保護者とのコミュニケーション支援を行います。
京都市	2024	チームズで通訳	「英語」「中国語」「フィリピン語」の三言語について、チームズのテレビ電話機能を使った学校での通訳を実施しています。
京都市	2024	母語支援のための留学生等の派遣	特に来日直後の児童生徒への適応指導や母語保持のため、学校からの依頼に基づき、児童生徒の母語と日本語でコミュニケーションが可能な留学生等を派遣しています。
京都市	2024	母子保健通訳派遣事業	区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所における母子保健事業の対象者及びその保護者等に対して通訳派遣を実施
横浜市	2024	母語支援ボランティア活用事業	「母語による初期適応・学習支援」:対象となる日本語指導が必要な児童生徒へ、母語のできるボランティアによる初期適応支援・学習支援を行う。 「母語による中期放課後等学習支援」:初期適応・学習支援実施後等の児童生徒へ放課後や長期休業中等に、母語のできるボランティアによる補習等の学習支援を行う。 「保護者等通訳支援」:学校が見つけた母語支援ボランティアによる通訳支援を行う。
千葉市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導の必要な児童生徒が在籍する学校に外国人児童生徒指導協力員を派遣し、該当児童生徒を取り出して指導 生活言語の指導(初期指導)を行う。原則として1日2校訪問。指導協力員は15人で、対応言語は、中国語(7人)、フィリピン語(4人)、スペイン語(2人)、韓国・朝鮮語(2人)である。
千葉市	2024	日本語指導教室、日本語指導通級教室	支援を必要とする対象児童が多い小学校2校に「外国人児童指導教室」を、日本語指導が必要な中学生に、日本語で授業に無理なく参加できる力を育成するために「日本語指導通級教室」を2か所設置。
静岡市	2024	「外国につながる子ども」向けプレスクール	4月から小学校に入学する予定の外国につながる子どもと保護者を対象としたプレスクールを開催。体験的な指導プログラムの実施により、対象児が、入学直後の学校生活に必要な日本語の基礎を習得し、小学校生活をスムーズにスタートできるようにする。対象児の保護者には、本市の日本語指導体制についての説明会及び相談会を行う。
静岡市	2023	日本語指導、児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣	日本語指導員による日本語初期指導の実践 児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣(適応相談)
堺市	2023	日本語指導員の派遣	帰国・来日生徒等寄添い指導員(母語のわかる支援員による自立のための支援)1回2時間 自立支援日本語指導員(日本語習得のための支援)1回2時間 日本語サポーター(学習言語習得の為に入り込み支援)1回3時間
相模原市	2024	日本語指導講師、日本語指導等協力者の派遣	日本語指導講師: 日本語が理解できないため、学校生活や学習面で支障がある児童・生徒が在籍する市立小・中学校及び義務教育学校に、対象児童・生徒一人につき、週1回(3時間)を基本として派遣 日本語指導等協力者: 母語が話せる協力者を市立小・中学校及び義務教育学校に派遣。対象児童・生徒一人につき週1回(2時間)の対応を基本とする。

2-4) 就学、進学支援のバリエーションとしては以下が見られた。

- ①(小学校への) 就学ガイダンスの実施
- ②キャリア支援コーディネーターの配置
- ③多文化進路ガイダンス(高校進学)における母語での進路説明や個別相談
※浜松市においては外国人学校の児童生徒や保護者も対象としている。
- ④多言語就学案内冊子の配布
- ⑤日本語教育相談センター等における相談

- ⑥ 高校生による学校紹介、学生ボランティアによる進路相談
- ⑦ ロールモデルの学校派遣
- ⑧ 定時制高校にて外国人特別枠の設置
- ⑨ NPO との連携によるキャリア教育
- ⑩ 在留資格に関する職員研修の実施
- ⑪ 進路情報の多言語化
- ⑫ 外国人学校保護者のための教育費の補助

【政令市以外の基礎自治体】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
上田市	2024	教育、進学ガイダンス	小中学校の外国籍児童生徒や保護者を対象とし、教育、進学の相談を行う。
飯田市	2024	高校進学ガイダンス	外国にルーツを持つ小学生、中学生とその親を対象に進学ガイダンスを開催。
鈴鹿市	2024	外国人保護者向け就業案内冊子	外国人保護者を対象に、毎年開催している「就学ガイダンス」で配布している、楽しい学校生活を送るための就業案内冊子「小学校入学のための説明」。ポルトガル語版・スペイン語版・英語版・日本語版の4言語がある。
鈴鹿市	2024	進路ガイダンス	高等学校の協力を得て、外国人生徒や保護者を対象とした「進路ガイダンス」を開催。高等学校の先生や先輩から、授業や行事など、高校生活についての話を聞いたり進路相談を行う。
鈴鹿市	2024	就学ガイダンス	就学前の外国人幼児とその保護者を対象とした「就学ガイダンス」を開催しています。入学準備に向けた家庭生活のあり方や日本の小学校生活の説明(必要な用具など)、就学についての不安や質問を聞き、支援を行っている。子どもたちには、小学校の授業を体験するプレスクールも同時に行っている。
太田市	2024	入学前プレスクール・保護者オリエンテーション	外国籍幼児には日本語の初期指導や、小学校生活についての説明や体験活動を行う。保護者には日本の学校制度や学校生活のルール等についてオリエンテーションを行う。
太田市	2024	多言語による高校進路ガイダンス	母語での通訳付きで進路についての話を聞いたり直接質問したりすることができる。日本の高校受験システムがよく分からない保護者に対して、大きな役割を果たしている。
大泉町	2023	保護者支援事業(就学、進路)	外国籍児童就学説明会:就学時健診前に日本語、ポルトガル語での説明会を開催。 ポルトガル語による進路説明会:中学生とその保護者を対象に高校入試制度等についてポルトガル語で説明。
長浜市	2024	進学支援体制の整備	保護者に対して、日本の学校制度や高校や大学などへの進学方法、実情について情報提供や進路相談等を行う。
長浜市	2024	幼稚園・保育所・認定こども園への支援員の配置・巡回	園児や保護者がスムーズに就園・就学できるように、翻訳や通訳のサポートを行うとともに、保護者の子育てや園生活、就学についての心配や悩みに対応する。
豊橋市	2024	外国人児童生徒教育資料の多言語化	外国人児童関連の資料について、多言語化し、ポータルサイトに掲載。小中学校用文章～進路関係、多岐に渡る。
美濃加茂市	2023	キャリア教育(ドリームフェア)	外国籍の生徒が多く通う高校と連携したキャリア教育。安易に非正規雇用を選ぶのではなく、自分の能力を活かした将来の道を選択できるようなきっかけづくりを、講演やワークショップを通して実施。(NPO法人ブリッジへの委託)
可見市	2024	外国籍児童生徒キャリア支援員	(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業報告書」に体制メンバーとしての記載はあるが、詳細については、有償ボランティアであること以外の記載無し。)
江東区	2024	外国人学校保護者負担軽減制度	朝鮮学校、韓国学校および中華学校に通学する児童、生徒の保護者の負担を軽減するため、児童、生徒1人につき月額8,000円を補助します。入学後、各学校を通して申請します。
東村山市	2024	外国人学校就学児保護者助成金	「東村山市外国人学校就学児の保護者への助成に関する規則」に基づき、外国人学校で教育を受けている児童・生徒を養育する保護者に対して教育費の一部を負担する制度があります。
西東京市	2024	外国から来た保護者のための小学校入学前説明会	外国から来た保護者が安心して入学準備できるように学校で使う道具などについて説明します。説明会はやさしい日本語で説明します。質問は英語と中国語でできます。

【政令市】

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
大阪市	2024	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業	共生支援拠点：4か所 多文化共生教育相談ルーム：南小学校内に設置 日本語指導が必要な子どもの教育センター校：17校 キャリア支援コーディネーター、未来共生教育統括コーディネーターの配置 母語・母文化の保障、学校教育での多文化共生教育の推進(総合支援)等も実施。
大阪市	2023	多文化進路ガイダンス	年2回実施する「多文化進路ガイダンス」に母語支援者(通訳者)を派遣し、日本語での説明理解に不十分な生徒・保護者に対して、母語での進路説明や個別相談での通訳を行う等支援を行う。
大阪市	2023	外国にルーツを持つ・外国につながる子どものためのプレスクール	小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクールを実施する。全市小学校へ来年度就学予定の外国につながる子どもの把握調査を行い、プレスクール対象児童保護者に入学後の日本語指導とプレスクールについて説明を行う。
名古屋市	2024	日本語教育相談センター	日本語指導が必要な児童生徒の学校への受け入れ、学校生活への適応及び学習の補助に関する相談窓口として下記の活動を行う。 ・児童生徒の就学に関する相談業務(電話相談・来所相談) ・必要に応じて初期日本語集中教室や日本語通級指導教室等の案内 ・学校への翻訳及び通訳派遣 ・日本語学習の指導例や、日本語学習教材等の学校への提供
京都市	2023	日本語を母語としない生徒や保護者のための『多言語進路ガイダンス』	高校生のよる学校紹介。参加対象は京都府内の中学校に通学する日本語を母国語としない生徒とその保護者。生徒は先輩高校生や大学生、他校生徒の交流会と質問会。多言語による保護者説明会と質問会を実施。日本の小学校生活に関する説明会(保護者)ことばを使った活動※プレスクール(子ども)
京都市	2023	多言語による『小学校生活親子オリエンテーション』の実施	母語の大切さを知り、母語の絵本で読聞かせを体験する(親子)
横浜市	2024	学校通訳ボランティア派遣(公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)に業務委託)	転入学の説明、個人面談、入学説明会、家庭訪問などにおける通訳の派遣を行う。
神戸市	2023	就学支援ガイダンス	就学支援ガイダンス(令和5年7月8日に神戸市総合教育センターで実施・県教委と共催)
札幌市	2024	外国につながる親子のための「高校進学ガイダンス」	外国につながる子どもとその保護者向けに、日本の高校進学についてのガイダンスを行う。日本の学校制度、高校の種類や学科、高校受験のスケジュールなどを説明。ガイダンスの後には個別相談もある。
川崎市	2024	小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール	市内の市民館で計7回実施。保護者クラスでは、多言語での資料や通訳の派遣を行い、日本の学校制度や行事、時間割や準備物などの説明を行い、質疑を通して理解を深められるようにする。子どもクラスでは日本の学校生活を紹介するなど、体験的な活動を行う。
川崎市	2023	高校生等に対する教育・支援	外国につながるのいる生徒が多く在籍している学校に対して重点的に非常勤講師を配置し、日本語学習や学校生活等の支援を行う。市立高校定時制にて在県外国人特別募集枠が新設され、NPO法人と連携を行いながら、キャリア教育の視点を重視して指導を実施した。日本語指導や在留資格に係る職員研修を実施し、外国につながるのいる生徒へのきめ細かな指導へつなげた。
福岡市	2023	プレスクール	学校ごとでプレスクールや福岡市教委事前説明を実施
仙台市	2023	プレスクール	帰国・外国人児童等と家族のための小学校入学準備講座(SenTIA主催)の開催
仙台市	2024	日本語を母語としない小・中学生のためのオンライン教室、夏休み教室	(SenTIA主催であるが、仙台市HP掲載のため記載)宮城教育大学、東北大学の学生ボランティアが日本語や学校の勉強を手伝う。オンライン教室：水、木の午後5~6時。夏休み教室は、中学生を対象として、進路についても話す機会になっている。
静岡市	2024	「外国につながる子ども」向けプレスクール	4月から小学校に入学する予定の外国につながる子どもと保護者を対象としたプレスクールを開催。体験的な指導プログラムの実施により、対象児が、入学直後の学校生活に必要な日本語の基礎を習得し、小学校生活をスムーズにスタートできるようにする。対象児の保護者には、本市の日本語指導体制についての説明会及び相談会を行う。
静岡市	2023	高校進学ガイダンス	外国人児童生徒を対象とした高校進学ガイダンスの実施
堺市	2023	小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール	入学前検診時にプレスクールについての保護者向け案内を送付し、2月に小学校2校を拠点に、幼児及び保護者を対象としたプレスクールを実施
浜松市	2024	相談員による就学ガイダンス・相談対応	編入及び市外からの転入時に就学ガイダンスを実施する。外国人保護者からの電話、対面による相談を受ける。学校の要請により、面談等の通訳として学校訪問を行う。
浜松市	2024	進路について語る会	浜松市立小中学校や外国人学校に通う児童生徒と保護者を対象として実施する。浜松市で進学・就職をすることを見据えた情報提供を行う。ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、英語の通訳が対応する。
浜松市	2024	ロールモデルの学校派遣	浜松市内で活躍している社会人や大学生などを外国人としての生き方や考え方の手本となるロールモデルとして学校に派遣する。
浜松市	2024	プレスクール業務委託	小学新1年生とその保護者対象に、1~3月の土曜日に8回開催。対象は、日本の就学前教育を受けていない、または就園期間が半年に満たない子供とその保護者。保護者が日本の学校へ初めて就学させる場合も希望があれば参加できる。
相模原市	2024	海外帰国及び外国人児童生徒教育推進事業	就学の案内： 市立小・中学校及び義務教育学校に在籍する児童・生徒が、学校生活を送るうえで日本の義務教育に関する基本的なきまりや知識、手続き、学校生活の概要について理解を図る 国際教室： 日本語指導を要する外国人児童・生徒が一定数に在籍する市立小・中学校及び義務教育学校に、必要に応じて担当教員を配置し、指導にあたる

2-5) 多文化共生のバリエーションには以下が見られた。

- ①学校教育での多文化共生教育の推進
- ②多文化共生型の子育て教室を開催

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
大阪市	2024	外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業	共生支援拠点:4か所 多文化共生教育相談ルーム:南小学校内に設置 日本語指導が必要な子どもの教育センター校:17校 キャリア支援コーディネーター、未来共生教育統括コーディネーターの配置 母語・母文化の保障、学校教育での多文化共生教育の推進(総合支援)等も実施。
名古屋市	2024	<中区>子育て支援事業への通訳者配置・同行、多文化共生型子育て教室	新生児訪問、育児・健康相談事業などへの通訳者の配置・同行。 通訳を配置した、多文化共生型の子育て教室を開催

2-6) 地域との連携のバリエーションには以下が見られた。

- ①プレスクールの開催
- ②サマースクールの開催

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
越前市	2023	(プレスクール)	(市事業ではないが記載)地域子ども食堂運営者、小学校教師経験者、日本語教師、大学生、その他のボランティアらでつくる市民グループによる「プレスクールさくら」を開催。
豊橋市	2024	外国人児童サマースクール事業	外国人集住地区の外国人児童を対象に、地域住民等が連携して、日本語学習や宿題の支援を行う。

2-7) 独自調査の実施については以下のバリエーションが見られた。

- ①居住実態調査の実施
- ②中学校へ進路調査の実施
- ③相談内容のデータを報告書として掲載

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
飯田市	2024	外国人就学促進事業	学校内で日本語の支援を必要とする児童生徒及び不就学の外国人の子どもに対する日本語、教科、母語の指導を実施。 学齢の不就学児童の居住実態を調査、年度初めに、前年度中学校を卒業した外国籍等、日本語支援が必要である生徒の進路について、中学校へ調査を実施。

市町村	記載事業年	施策名・事業名	概要
名古屋市	2024	(名古屋国際センター:海外児童生徒教育相談)	(名古屋国際センター事業(指定管理者))専門の相談員が、海外勤務に伴う子どもの教育や生活問題(渡航時・帰国時)について、また、外国籍の子どもの教育全般について相談に応じている。相談内容等のデータを活動報告書として掲載。

4. ヒアリング調査（熊本市）

プロジェクトチームでは、2025年1月に、TSMC社等の誘致により、外国人人口が急増している熊本県及び熊本市の関係する教育機関において調査を行った。以下は、熊本市教育委員会、熊本市内のA小学校、及びBインターナショナルスクールを対象としたヒアリングの記録である。

(1) 熊本市教育委員会

熊本市教育委員会及び関係部署へのヒアリングの概要と聞き取り内容は以下の通りである。

1. 教育委員会の取り組みについて

- ・ 教育委員会の外国ルーツ児童に対する取り組みはいつくらいから始まっているか。
⇒平成11年に黒髪小が文部省指定センター校となり、その後4回の変遷を経て、令和6年度現在小学校3校（センター校1校、拠点校2校）+桜山中が兼務校（中学校進路指導等の中心）の体制となっている⁶。教育国際化推進連絡協議会を設置し、センター校・拠点校・兼務校校長、日本語指導担当教員、協力員、支援員、有識者、指導課担当者などを含め、総勢33名で日本語指導に当たっている。
- ・ 熊本市における外国ルーツの子どもの数は、国籍別、年齢別にこの10年ほどでどのように変化したか。
⇒2025年1月1日現在、10609人（／総人口74万人）。労働力不足により、生産年齢人口が増えている。0～14歳人口は直近のデータで622人。割合は小さいが100人単位で極端に増えており、教育行政に与えるインパクトも大きいのではないかと推測する。国籍別に見ると、台湾がここ2～3年で増えてきている。TSMC本社のある菊陽町では台湾国籍の住民はここ10年で4人から340人まで増加した。
- ・ TSMC社の誘致に当たり、どの程度の家族帯同が予測されていたか。
⇒熊本県半導体産業集積強化推進本部の教育環境部会の試算で、600人と推測されていたが、その根拠、内訳（年代、職業、家族（子ども／大人）、居住予定市町村）については断片的に情報が出てくる状況だった。県から情報が来ることも、市が直接TSMCにヒアリングして情報を得たこともある。
- ・ そうした情報が県-市の間、また熊本市の部署間でどのように共有され、拠点校数や日本語教師の配置数がどのように決められたのか。
⇒熊本市として半導体関連産業集積推進本部を立ち上げ、この中にある6個のPTのうち、住環境対策PTの中に教育が含まれている。住環境対策PTには住環境、生活環境の整備と合わせて、日本語教育の充実も含まれている。
- ・ プレスクール、母語保障、保護者支援、就学・進学支援など、日本語教育以外の外国ル

⁶ https://www.city.kumamoto.jp/kiji00341818/5_41818_328707_up_U53U3ND5.pdf

ーツの子ども支援に関する取り組みは何か行っているか。もし行っている場合、何か参照したガイドラインや他自治体の事例のようなものがあるか。現状行っていない場合、課題として認識しており、今後取り組む予定のものは何かあるか。

⇒国際課へのヒアリングより以下の情報を得ている。一般財団法人熊本市国際交流振興事業団（以下、国際交流会館）が、NPO 法人外国から来た子ども支援ネットくまもとと連携し、①進路ガイダンスの各種言語での実施、②ボランティアによる外国籍児童のための教育・生活サポート、③“やさしい日本語で「学校のお知らせ」作成ハンドブック”の利用促進、日本語指導に関する有識者研究会の実施、④九州外国ルーツの生徒交流会の実施（高校生が多い、②に参加した生徒が参加）等を行っている。③は徳島県の取り組みを参照した。

- ・ 国際交流協会や NPO 等他団体との連携はあるか。

⇒実施主体が国際交流協会、NPO や大学と連携して実施しており、現在、教育委員会と国際交流協会との直接的連携はない。

2. 日本語教師と拠点校の制度について

- ・ 日本語指導協力員、日本語指導支援員、学校通訳有償ボランティアそれぞれの役割は何か。日本語教師、支援員等は具体的にどのような形態で雇用・配置され、どのような活動を行っているのか。

⇒編入学は学務支援課が担当、学校通訳有償ボランティアは現在12人が登録、民間との連携で希少言語でのオンライン通訳も可能、日本語指導支援員はセンター校・拠点校に配置され、在籍校からの要望に応じて派遣、日本語指導協力員は指導課所属で、週1-2回程度、在籍校に派遣される。教員免許を持っている方や退職した元教員もいる。日本語指導担当は教員免許を持っている教員で、センター校・拠点校に在籍しながら、児童生徒の在籍校に出向いて指導に当たる。日本語教師の資格を持っている先生や、研修やリカレント教育を受けるなど自分で勉強している先生もいる。協力員は日本語指導担当とペアで指導している。

担当する児童生徒の日本語習熟状況は様々であるため、協力員は教員とのコミュニケーションや教材の共有をすることが大切である。

- ・ 外国ルーツの子どもで日本語の習得に困難が見られる場合、様々な配慮が必要な事例もあると思うが、福祉との連携の役割は協力員が果たすのか。

⇒協力員と教員が担任に相談し、学校の管理職と連携してSSWやSCにつないだり、各区の保健子ども課につなげたりした例がある。特別支援教室に在籍し、日本語指導を受けている児童生徒もいる。児童生徒のよりよい成長に向けた関係機関との連携が今後の課題である。

- ・ 日本語教師は教員免許を持っていると思うが、必要な人数が充足されているか。

⇒今後拠点校の新設や指導者の拡充を図っていく。支援員や協力員も拡充をしていく

予定である。

- ・ 拠点校はどのように選ばれているのか。
⇒市内全域に在籍校は広がっている。空調・クーラーのついている空き教室がある学校を、北、南から1校ずつ選び、拠点校とした。センター校・拠点校3校には小学校籍の教員と中学校籍の教員が配置され、9カ年を見通した指導ができるようにしている。進路指導は桜山中（黒髪小と同じ校区）を中心に中学校籍の教員が連携して対応。情報共有の時間が限られていることから、タブレットでのやり取りやオンライン会議で対応。東区の在籍児童生徒が増えているため、拠点校の新設も検討中。
- ・ 拠点校には学区を緩和して籍を移して通えることになるのか。それとも在籍校から一定の時間のみ通ってくる形式なのか。
⇒どちらも選べるが、派遣がほとんど。児童生徒は国語など理解が難しい時間に日本語指導を受ける。日本語指導担当教員は移動時間が発生するため、指導の時間の確保が限られてしまう。
- ・ 日本語指導受け入れの流れ
⇒外国ルーツの子どもの就学が確定したら、学務支援課から在籍校へ、指導課からセンター校・拠点校へ連絡をする。在籍校（受入校）編入後、保護者からの依頼を受けて在籍校校長からセンター校校長へ連絡。管理職、担任、保護者、児童生徒、日本語担当指導者、指導課の担当で面談を行い、必要事項を確認する。日本語指導が必要な場合は依頼を指導課に提出することで日本語指導がスタートする。
- ・ 拠点校における外国ルーツの子ども向けのカリキュラム（特別の教育課程）はどのようなものか。
⇒面談での実態把握を十分にしたうえで、基本的に個別に対応している。特別の教育課程編成・実施計画及び指導記録は指導担当が作成し、在籍校で保管する。

3. 拠点校やその他での取り組みの実際と成果について

- ・ 外国ルーツの子どもたちと日本人の子どもたちの文化の認識差について（日本人の子どもたちに対しても）橋渡しする活動はしているか。
⇒全校集会での多言語でのあいさつ、ムスリムの児童生徒・保護者の給食対応（黒髪小のみ代替できるが、他校は弁当持参）、道徳や学年集会での国際理解教育、通常学級で日本語指導の様子の紹介などを行っている。
- ・ 外国ルーツの子ども達の学力保障やその評価、その他生活面での課題としてどのようなものがあるか。一方、現状の取り組みの成果としてはどのような点が見られるか。
⇒成果としては、①系統的に整理された教材や手作り教材を用いた指導とDLA評価、②支援員による生活面でのサポートによる安心感がある。一方、課題としては、①中学生の場合、母語での学習経験のない教科（地学、日本史）は翻訳しても学習に困難を要する、②日本語指導担当と担任との細かな連携は重要だが、時間的制約から難しい、受

験を考えると日本語指導時間が足りない、ということがある。

- ・ 拠点校以外の学校では基本的な指導体制に変更はないか、それとも何か変化はあるか（国際理解教育の実施、インターナショナルスクールとの交流など）。

⇒在籍校においてはこれまで通りの指導体制。

- ・ 拠点校における課題にはどのようなものがあるのか。

⇒増加する対象児童生徒に対応するための日本語指導担当者の体制と、協力員の更なる研修も課題。

⇒1対1の指導を基本とするものの、少人数のグループによる学習が効果がある場合もある。

日本人の子どもたちと学ばせたいと考える保護者、日本語指導拠点校に通わせたいという保護者、同じ国の子ども達と学ばせたいと考える保護者もあり、ニーズに合わせて居住地を選ぶケースもある。口コミや日本の学校を経験させたいという保護者の思いから、インターナショナルスクールから公立学校に移ってくる子どももいる。

4. 地域や保護者との連携について

- ・ 外国ルーツの子どもたちとその家族を地域に受け入れるに当たって、地域住民や日本人の保護者、外国ルーツの方々双方の文化の認識差について橋渡しする活動はしているか。

⇒国際交流会館では、毎年2月を多文化共生月間とし、外国人住民と日本人住民が集い、異文化交流の機会を提供している。令和5年度に開催した「多文化共生シンポジウム」では、外国ルーツの子どもが抱える問題、学校における日本語教育や家庭環境の現状などをテーマに開催した。

- ・ 外国ルーツの子どもの保護者の社会経済的背景はどうか。

⇒両親ともに外国籍か片方かの違いはある。家庭の方針により教育を受けている。

- ・ 外国ルーツの子どもをめぐる学校と地域の連携はどのような状況か、何か課題はあるか。

⇒学校通訳有償ボランティアの活用によるコミュニケーション、学校だよりを用いた地域への発信、国際交流会館で行われるコミュニティイベントの開催などを行ってきた。最後の点については、小学生の場合、保護者同伴が必要となり、参加が進まないという課題もある。

5. 今後の展望について

- ・ 学校や教師、外国ルーツの子どもの保護者、日本人の保護者、そして子ども達からの要望としてはどのようなものがあるか。

⇒学校から：編入学当初の支援員の派遣期間を長くしてほしい。保護者とのコミュニケーションが難しい。

⇒保護者から：学校からの連絡を明確にしてほしい。（日本人にとっては説明不要でも外国人にとっては言葉の持つ意味が理解しきれない。慣習の違いから欠席連絡が遅くなるなど、の問題がある。）

⇒子どもから：教室で勉強するときに先生の話が分かるようになりたい。

- ・ 保護者への日本語支援、保護者への行政支援に関する説明はどのように行われているか

⇒国際交流会館／各区における大人向け日本語教室がある。また外国人のための生活便利ブックをHPに載せている。ほかに国際交流会館の相談窓口での対応、拠点校では入学時説明会、転入時学務課では資料を渡すなどもある。制度の説明を多言語で全てカバーするのは困難。

- ・ 教育委員会の方から、国や県に役割分担をお願いしたいと考える事項はあるか。

⇒指導の質の向上のための研修（アドバイザー派遣事業）、体制・施設設備・教材に関する国費補助の拡大

⇒支援員へのタブレット配布ができると翻訳が瞬時にできて良い。

6. その他

- ・ 学校通訳有償ボランティアにはどのような方がいるか

⇒大学生や仕事の傍ら携わっていただいている方。

- ・ 台湾は大陸の中国語と異なるがいかがか。

⇒今のところ問題なく進めることができている。

- ・ 政策の評価指標にはどのようなものがあるのか？

⇒今のところまだ数も少なく、国、来日時期、子どもの特性などによって状況は様々で、評価指標を設定して比較できるところまでいっていない。

- ・ いじめなどの問題はあるか？

⇒学校や日本語指導担当者から指導課に何かあれば報告をあげてもらっている。指導課でケース検討会などはやっていない。連絡協議会等で情報を共有し指導に活かすようにしている。

(2) A 小学校

熊本市の公立学校 A 小学校へのヒアリングでは、以下の点が明らかになった。

- ・A 校は団地の中にある元大規模校で、外国につながる子どもが増えている地域に隣接しており、教室が余っていたことから拠点校になった。
- ・A 校には3つの異なる国籍の児童8名が在籍し、1週間に2～4時間、日本語指導を受けている（習得が早く既に日本語教室を卒業した児童もいる）。
- ・同地域で拠点校以外に在籍している児童生徒には、日本語指導担当教員が在籍校に出向き、マンツーマンで日本語指導に当たる。在籍校の担任とのコミュニケーションは可能になるが、移動時間も必要となる。
- ・外国籍の子どもたちをペアにしたワーク、デイジー教科書などにより、外国につながる子どもたちが主体的に学習できるよう配慮している。
- ・多言語の図書の購入、質問しやすい学級の雰囲気醸成など、日本人児童へもよい影響があると感じている。
- ・教材については保護者負担で購入するものもあり、高額に感じる保護者もいると思う。

(3) B インターナショナルスクール

熊本県内 B インターナショナルスクールへのヒアリングからは以下について明らかとなった。

- ・設立の経緯：同県に進出した外資企業から県に要請があり、県内の学校法人内に新たに設立された。県からの補助金で施設設備を整えたが、経営は赤字であり、設立当初は学校法人内でも理解が得られない状況もあった。また企業側へ B 校の設置について、県から十分に情報共有がされていないことを入学してきた台湾籍の保護者から聞いた。
- ・保護者との関係：授業料は会社からの補助があり、保護者は裕福な家庭が多く教育熱心。英語を身につけさせたい、インターナショナルスクールを経験させたいという希望で入学させる親が多く、帰国後のことも心配なようである。また保護者向けの日本語教室を開催しており、保護者間の交流の促進にもつながっている。
- ・カリキュラム：国際バカロレアの認定校を目指しており、カリキュラムはそれに準拠しているが、校長は（卒業後は、一条校である中学校に進学するので）日本の学習指導要領の内容をカバーする方向で考えている。英語を学ぶ上でも母語の学習は重要である。台湾の保護者は、台湾に戻ってからの子供の学習を心配しており、母語（中国語）の学習のニーズが高いので、国際交流会館などと連携しながら母語学習を取り入れたいと考えている。（例えば、スペインや韓国など少ない人数の母国語を学びたい時は、オンライン学習等の場所とネットワークは提供している。）
- ・公立学校との連携：外国籍の児童については、住民登録時にインターナショナルスクール

に通う予定であるならば、転入学通知書が渡されず、在籍校が未登録となるケースがあった。校長がもともと熊本市内の公立小学校の校長だったこともあり、教育委員会や公立校との関係は比較的にスムーズである。保護者と在籍校の関係性の構築、在籍校の指導要録へのB校での出席・成績の記録の転記を働きかけている。インターナショナルスクールは各種学校であるが、毎月の学習内容や出席状況を知らせることを通して、一条校である公立学校の卒業資格の取得をお願いしている。

・地域との連携：学年の学習内容に関連して、学区内の日本語教育拠点校である公立学校や、地域との交流を行った。

5. ヒアリング調査（大阪府）

プロジェクトチームでは、2024年8月に、外国人受け入れの歴史が長く、また外国人人口も増加している大阪府の関係する教育機関において調査を行った。以下は、とよなか国際交流協会、大阪府立C高校におけるヒアリングの記録である。

(1) とよなか国際交流協会

とよなか国際交流協会へのヒアリングの概要と聞き取り内容は以下の通りである。

1-1) 豊中市の特徴

- ・2022年時点で6856人の外国人が暮らしており、特に新型コロナが感染症法上の5類に位置づけられ、出入国管理に関する水際対策が緩和されて以降急増している。
- ・中西部や南部は工場や介護施設などが多く、北中部、北東部には閑静な住宅街が広がる。中西部で特に外国人（技能実習政等）が増えてきている。
- ・昔は市の北西部、中部、南部に在日朝鮮人が一定数集まって暮らす地域があったと聞いている。豊中市では在日朝鮮人のハギハッキョ（夏季学校）の取組が大阪府内で一番早く始められたり、在日朝鮮人教育指針が府内でも早く策定されるなど、在日外国人教育が早い時期から積極的に進められていた。そういった背景もあり、公立学校での国際教育、多文化教育、在日教育が盛んであったが、近年はこれまでの取組を若い世代の教員にどうやって引き継いでいくかということが課題だと聞く。また、これは広く大阪府内での話だが、在日外国人教育よりグローバル教育という枠の方が、予算がつきやすいと聞く。位置づけや見せ方の面でも変化が求められているのかもしれない。
- ・人の移動が激しい地域であり、歴史的に市民活動が盛んな地域である。それに加え、とよなか国際交流協会には大阪大学、関西大学、甲南女子大学等の大学生がインターンとして活動に参加してくれている。

1-2) とよなか国際交流協会設立の経緯と組織運営

- ・1993年に市の出損金で設立され、2012年から公営財団法人となり、現在は市立とよなか国際交流センターの指定管理者となっている（5年ごとに公募）。
- ・市の各部署や学校に加え、社会福祉協議会や大学・研究機関、他の国際交流協会等と関係を構築しており、外国人と地域社会や行政部署との橋渡しの役割を担ってきた。
- ・ただし、多文化共生のまちづくり、国際交流に関して法的根拠がなく、施策や予算の裏付けが脆弱であり、財源が不安定である。国際交流センターの指定管理料だけではなく、別の財源をどう確保するかも課題となっている。また、外国人が国際交流センターにどの程度アクセスできるかということを見ると、市の南部にも拠点を広げることは重要であるが、そのためには更なる予算の確保が必要となる。
- ・ボランティアは人が足りないということではなく、日本語交流活動やホストファミリー等の

事業はほとんどボランティアが担っている。ただし、子ども事業の関係でもボランティアが参加しているが、成人対象のプログラムよりは職員が深く関わるようにしている。

1-3) とよなか国際交流協会の活動

・地域の市民の主体的な参加による、人権尊重を基調とした多文化共生社会の創出を目指し、居場所、エンパワメント、場づくり、人づくり事業を幅広く実施してきている。乳幼児から高齢者まで全ての世代を対象とした途切れることない事業展開をしている。また皆の意見が活かされ、皆に役割や出番があることや、外国人を一方向的に支援の対象とするのではない双方向性を重視している。

・大人の居場所事業としては、日本語学習を通じた出会いの場の提供や、多言語相談サービス、防災事業などがあり、子どもや若者の居場所事業としては、母語の学習や仲間づくり（ピア、ロールモデル）等の活動がある。外国ルーツの子どものアイデンティティの問題には十分に取り組むことができていないと感じる。エンパワメント事業としては、外国人による小学校等での授業や国際理解プログラムでの講師やボランティアがある。

(2) 大阪府立 C 高校

大阪府立 C 高校（梓校）⁷へのヒアリングの概要と聞き取り内容は以下の通りである。

2-1) 大阪府立高校の日本語「梓校」について

- ・大阪府の「梓校」は全部で8校、C高校は2022年度より「梓校」となった。
- ・C高校における日本語指導が必要な生徒数は、梓校となる前は2020年度1人だったのが、2021年度に6人、「梓校」になった2022年度には41人、2023年度74人、2024年度は103名まで急増した（2024年8月20日現在）。
- ・C高校の「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」の定員は2023年度より20名だが、特別選抜（日本語選抜以外）の合格者が募集定員を満たしていない場合は、「日本語指導が必要な生徒選抜」の受験者から募集人数を満たすように合格者を決定するため、実際には20名をはるかに上回る生徒が入学を許可される。
- ・入学者選抜は数学と英語の学力検査と、作文（言語は問わない）。
- ・梓校のこれまでの成果として、中途退学率や、進学も就職もしていない者の率が全国平均と比べて低い、逆に進学率は高いといった点が挙げられる。
- ・大阪府の「梓校」では、「日本語学習」と「母語学習」「つながる力」の育成を通じて、日本社会で生きる力を養い、進路実現・自己実現につなげることを目指している。

⁷ ※大阪府「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒等の入学者選抜」実施校を以下「梓校」とする。

・「枠校」を増やすというより、教員養成の時点から対応を取り、すべての学校で対応できる体制を整えることが重要ではないか。

2-2) C 高校の取り組みと課題

・日本語学習や多文化共生といった点で成果を上げてきたが、今後は地域ネットワークと連携し、生徒を包括的に支える体制づくりが課題と感じている。

・また近年、ダイレクト生が増加しており、不安定な滞在資格（家族滞在）により、就職、進学への制約が多いと感じている。就職の場合、学校紹介就職を通じて、就労不可の家族滞在から就労可能な在留資格への変更が必要である。また進学の場合も、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は、貸与の要件が小中学校の卒業者のみであり、その他の給付型奨学金も日本の中学を卒業している生徒に限られるなど、利用できないことが多く進学を困難にしている。

・大阪府の高校には、教諭や常勤で配置された教員免許を持つ教師が、日本語指導が必要な生徒の指導にもあたっており、正規のカリキュラムの中での指導を行っている（⇨例えば東京都は非常勤、神奈川では NPO などに外部委託）。

・高校は義務教育と異なり、卒業時の評定がその後の進学や就職、奨学金の受給等に響くことから、日本語指導が必要な生徒を正規カリキュラムの中で指導し、自己実現を促していくことが重要だと考えている。令和 5 年度からは高校においても日本語指導に係る「特別の教育課程」を編成し、個別の日本語の指導を授業として実施できるようになった。放課後に日本語指導を行うといった形態は、教師の働き方改革、また時間割の観点からも困難である。

2-3) 「C 高校の日本語モデル」について

・やさしい日本語による必修科目の授業、母語教員を週に 1 回 2 時間配置した母語による授業、そして段階的多読プログラム、市民性教育を踏まえたプロジェクト型（環境問題、情報リテラシー、外国人住民、難民・平和問題など）の日本語授業、日本での就職をめざす生徒たちのための授業「インターンシップ」などが組み込まれている。

・母語継承語教育の意義として、①認知力育成（教科学習での思考力の育成）、②日本語能力の伸長、③自己肯定感やアイデンティティ確立、④家族との絆、⑤権利としての母語保障を挙げる先行研究⁸もあることから、大阪府の「枠校」では母語教育に力を入れてきた。また、本校では、複数言語話者が、自分が持つ全ての言語レパートリーを場に応じて柔軟に使用する「トランスランゲージング・レンズ」の視点を重視し、それが子どもの全人的発達と社会公正につながると考えている。

・日本語能力診断テスト、2 言語作文、対話等を通して言語能力や特性の把握を行っている

⁸ 真嶋潤子編著（2019）『母語をなくさない日本語教育は可能か -定住二世児の二言語能力』大阪大学出版会。

(=アセスメント)。日本での滞在年数が長いにも関わらず日本語学力が伸びない子ども達がいる。一方、ダイレクト生の中には母語が確立している生徒の中には、日本語力が伸びる生徒もいる。

・「インターンシップ」は、生野区役所や NPO 等と連携し、地元の企業や施設を見学、交流する中で、日本語や日本で働くために必要なルールやマナーを学び、意欲的に進路を決定できるよう設けられた授業である。日本語や日本の状況がわからず、就職に自信がなかった生徒が地元の方と出会いエンパワメントされたことにより学校生活や進路実現に積極的に取り組むようになった。地域や企業の方にとっては、留学生や技能実習生とは別に、府立高校で日本語を学び日本社会を支える人材となる高校生の存在を知っていただく機会にもなっている。

・多文化共生社会に向けて、社会の変容を促すことができるような、市民の育成を目指している。

6. ヒアリング調査（別府市）

プロジェクトチームでは、2025年1月に、留学生が学生全体の半数近くを占め、111か国からの留学生を受け入れている立命館アジア太平洋大学（APU）においてヒアリングを行った。外国ルーツの子どもたちの課題としては中退率の高さや低い大学進学率が指摘される場所ではあるが、外国ルーツの子どもたちの中には大学進学を果たす者もいる。留学生の学生生活や進路に関する実態は、外国ルーツの子どもたちが高等教育に進学した場合の課題を考える際にも参考になる視点が得られると考え、ヒアリングを実施した。

(1) 立命館アジア太平洋大学

立命館アジア太平洋大学へのヒアリングの概要と聞き取り内容は以下の通りである。

1. 基本情報（アドミッションズ・オフィスが回答）

・国際学生に占める交換留学生・正規留学生それぞれの割合

⇒111か国からの国際学生のうち、正規学生が96.5%、うち学部では正規国際学生比率が46.6%、大学院では同比率が95.9%。

⇒学部入学時のテストでは日本語か英語で選べて、英語受験者が9割以上。日本語ができないと（特に寮を出る）2年生以降生活に困ること、日本企業に就職したいという学生がいるため、入学後日本語初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、および中級はプレースメントテストの結果を受けて履修が免除されない限りは必修科目（各科目4単位）となる。日本での就職を希望するなど、より高いレベルの日本語の習得を希望する場合は、上級レベル、キャリア就職レベルの日本語をさらに受講する学生もいる。

⇒大学院の授業は英語 Only のカリキュラムなので国際学生が多く（日本人は英語で学位を取りたいれば留学する、ないし日本語で修了できる大学院を選ぶ傾向があるため）、日本語を十分に話せないまま修了する学生もいる。大学院はJICA等の援助を受けて入学している政府関係の留学生も多い。

⇒学部から上がってくる学生は少ない。二つあるうちの一つであるMBAコースは実務経験が求められるため。

・海外から入学する学生、国内の日本語学校・専門学校から貴校に入学する学生それぞれの割合

⇒国内在住者の比率は出願6.1%、入学7.0%で増加している（日本語学校に来る学生が増えている。外国ルーツの子どもの割合は多くない。高校から留学してAPUに来る層もいる。うち、3~4割は関東圏から来ている。

・国際学生の出身国の現状及び出身国の推移

⇒増加：ミャンマー、バングラデシュ、インドネシア、モンゴル等、減少：中国、韓国等。

⇒大学は9割弱がアジアから、大学院6割強がアジアから。中東からの留学生は少ない（←そもそも留学先として日本を選ばない。地理的な条件、また理系よりの思考というこ

ともある。)

⇒ミャンマー、バングラデシュからの留学生がここ2年増えている。ミャンマーは軍事政権になって大学に通えなくなった学生が学びの継続のためにAPUに来ている。バングラデシュは子どもの数が多いが仕事がないことが関係している。またオーストラリアやカナダが移民政策で数を制限しており、手数料を値上げしていることも関係しているのではないかと。また円安の影響もある。これらの国からの学生は日本での就職希望も多い。現地語でのSNSを活用したプロモーションにも力を入れている。逆に、中国、韓国からの留学生はAPUに限らず激減している。韓国はインソウル（ソウル一極集中、少子化⇒内向き志向で、国内で進学する人が増えている）。中国人はコロナで激減したが回復傾向にある。

- ・家族を帯同してきている国際学生の割合
⇒学部生はあまりいない、大学院は詳細不明。

2. アドミッション関係（アドミッションズ・オフィスが回答）

- ・国際学生獲得における競合はどこか。

⇒出願者出身国の人気大学、または日本の有名私立大学。

- ・他国の大学との競争の中で、APUの魅力をどのように発信し、海外からの学生をどのように集めているのか。

⇒現地事務所（中国、韓国、台湾、インドネシア、ベトナム、タイ）、現地協力者（リクルーター）（インド、香港、マレーシア）、エージェント（世界各国）、出張（モンゴル、中東、中央アジア、オセアニア島しょ国、スリランカ等）、デジタルマーケティング（世界各国）

- ・外国籍の学生は何を求めてAPUに来ているのか。

⇒英語プログラム、多様性、授業料減免（成績など&経済状況に応じて減免率が決まる。合格と併せて通知する。GPAなど一定の条件の元で卒業まで継続される。）、就職率、バイリンガル教育（第三言語能力を獲得できる）、初年次寮、交換留学、校友ネットワーク（卒業後のコミュニティ）、大学の国際認証等。APU第一志望率7割超。

- ・国内学生に対しては、APUの魅力をどのように発信し、学生を集めているのか（国内学生への訴求ポイント）。

⇒国際学生比率約50%、100か国超の国地域、日英二言語教育、交換留学、初年次寮等。入学時に英語力は必須ではないので、入学後に英語を頑張る学生もいる。

- ・国際学生の入試の形態（AO入試、推薦枠、一般入試、その他）、入学要件（日本語力、英語力、その他）。

⇒12年教育（一部11年教育も可）を修了していることと言語（日本語か英語）

⇒国際学生は総合型選抜。海外にいながら出願～合格手続きができる。

- ・初期費用としてかかる費用はいくらか（国際学生の資金の工面方法）

⇒授業料年間 130 万円、入学金 20 万円、年間生活費 100 万円程度（預金、年収、ローン、家賃等）。経費思弁能力（預金通帳の写し、年収など）を入学時に提示する。国によっては親戚から集めることもあるが、経済的にゆとりがある国際学生も一定数存在し、授業料減免に依存しなくても入学手続きをする人もいる。

・国際学生の割合に学部ごとの偏りはあるか。理系学部が存在しないことについて、アドミッション上の課題はあるか。

⇒国際経営学部 6 割、アジア太平洋学部 4.4 割、サステナビリティ・観光学部 4 割程度。発展途上国の学生は経営学志向、ただしこの傾向も国の発展とともに変わってくる。

⇒理系ニーズ、ICT ニーズは一定数存在する。

・その他

⇒Admission 中の国際対応スタッフは 6 割強。時間と労力をかけてでも国際学生の数は維持していきたい。

⇒APU の教員は 4 割が外国人だが、大分にはインターナショナルスクールがないので福岡から通勤するケースもある。

3. 国際学生の学生生活について（スチューデント・オフィスが回答）

・国際学生の学生生活への支援の有無（奨学金の有無、チューター制度、日本語支援、その他）、国際学生が在学中に抱える問題にはどのようなものがあるか。

⇒①奨学金：奨学金は授業料減免制度を設けている（100%、80%、65%、50%、30%の 5 段階）また優秀学生奨学金や安藤百福奨学金（日清食品ホールディングス株式会社による支援）など、学業や学生生活において成長したことに對して奨学金を出している。

⇒②日本語支援：日本語科目が必修科目になっており、1 年半で 16 単位取ることが卒業単位となっている。また日本語初級 1・2・3、日本語中級に加え、日本語中上級、上級、キャリア日本語など、日本語力を高める授業があり、日本で就職を目指す学生が受講することも多い。さらに言語学習ラウンジで PA の学生と日本語やその他の言語の練習をすることができる。

⇒在学時に抱える問題：

① アルバイト：日本語力のため苦勞することも。

② メンタルヘルス：国内学生・国際学生ともに増加傾向

③ 奨学金停止・取消：授業料減免をはじめとする奨学金は、セメスターごとに単位習得数や GPA の基準があり、基準を満たしていない場合は警告、連続して基準を満たさない場合には取り消しとなる。奨学金が取り消しとなった場合には、学費の支払い、日本での生活が難しく、APU での学習を断念せざるを得ないケースもある。国際学生の授業料減免は、優秀な学生向けと経済的に困難な学生向けという 2 つの側面があるため、国内学生向けの奨学金よりも GPA 基準は低めに設定している。

・国際学生による授業料の未納、ビザの期限切れ、存在不明などの問題はあるか。そのよう

な問題にどのように対応しているか。

⇒①授業料未納：国際学生は原則としてゆうちょ銀行の自動引き落としを推奨している。そのため、学費以上の額が口座にあれば未納になることはないが、引き落とされてなかった場合、あるいは自動引き落とし登録をしていない場合には、複数回、学費納付リマインドを行う。それでも間に合わない場合は学費未納除籍となり、毎年数名は（日本人・外国人問わず）出る。

⇒②ビザの期限切れ：期限が迫っている学生に対するリマインドを行っている。オンラインビザ申請になり、多くの学生がスムーズにビザの切り替えが行えているが、うまくシステムの操作ができない学生は窓口でサポートをしている。在学中でビザ期限が切れそうな学生には、メール、電話、授業教室に向向く、アパートに向向くなどして、期限切れを起こさないようにしている。

⇒③学費未納除籍になった学生について、除籍日から3か月以内に出国させる必要があるが、連絡がつかない、行方が分からなくなる学生が出るリスクがあるため注意が必要。ビザの期限切れの事前阻止や除籍となった学生の出国状況確認などを行うが、出入国管理庁から出国データは個人情報保護の観点から大学には提供されず（つまり、除籍となった学生が出国したかどうかを教えてくれない）、そのような状況であっても大学の管理責任を果たす必要があるため、大学としての負担は大きい状況。

・国際学生と地域社会・地元住民との間にはどのような関係性がつくられているのか。両者の関係づくりを促すような取り組みはあるのか。

⇒地域交流プログラム・SAS（外部からの依頼に対して一緒にイベントを考えたり、自分たちでイベントを作って案内する。小中学生・高校生との国際交流、天空祭での多文化紹介企画など）がある。

https://apu-online.jp/programs_with_the_local_community

⇒大学の仕組みとしては、基本的に外部から受け付けたものを学生に紹介しており、地域との関係作りを促進している。

<https://www.apu.ac.jp/home/society/content42/>

https://www.apu.ac.jp/studentsupport/extracurricular/local_exchange/apply/

⇒APハウスという国際寮は1年間のみで、以降は基本的に市内のアパート等に住む。

⇒日本語授業に関わるプログラムでインタビュー、別府市主催のイベントで街歩きや防災等の取り組みがあり、地域の人たちとの関係作りを促している。

・国際学生と地域社会・地元住民との間で、トラブルが目立つようなケースはあるか。ある場合、大学としてどのように対応しているのか。

⇒迷惑行為に関する苦情があった場合は学生を特定し、地域に支えられて生活できていることを伝え指導している。

・国際学生が日本企業と出会う機会（キャリアガイダンス等）はどのようなものがあるか。

⇒低回生の機会としては正課における企業連携や協定型のインターンシップの実施など

があり、上回生になれば学内での選考会や説明会を開催している。また、キャリアガイダンスについては、正課のキャリア教育科目以外には、オフィスが実施する新入生向けキャリアガイダンスや、国内外の就職活動に向けたガイダンス等を実施している。ただ、日本就職希望を熱望する数は年々減っているように感じる。また、国から直接的に外国人材の日本定着促進の要請があるわけでもない。今後はソーシャルインパクト事業の1つの取り組みとして定着支援に取り組む)

キャリアガイダンスの流れ：<https://www.apu.ac.jp/pageview/chbj/?pNo=6>

4. 留学生に関する大学の方針について（スチューデント・オフィスが回答）

・日本社会における高度人材獲得といった意味で貴学が果たす役割についてどのようにお考えか。（どのような分野でどのような人材を育成したいと考えているか）

⇒ソーシャルインパクト事業におけるプログラムで「多文化共修」（←学内に留まらず社会に出ていく）を目指しており、それによりキャンパス／コミュニティが社会とシームレスにつながり、社会課題解決を行う。このような取り組みを行う中で、日本での就職を希望する学生に対しては、人材育成が行われ、かつ留学生が日本や日本企業でのキャリアを構築する具体的なイメージを持つことができるのではないかと想定している。ただあくまで学生の希望を重視しており、日本社会における高度人材獲得自体を目的としているわけではない。

・SGUであることのメリットはどのようなものがあるか。逆にデメリットはあるか。

⇒メリットとしては看板を掲げられるということはある。デメリットとしては、10年間という長いスパンの中で目指す方向性の枠組みや数値目標が固定されてしまうことで、情勢の変化に柔軟に対応できないこともある。

5. 国際学生の卒業後の進路について（スチューデント・オフィスが回答）

・国内学生／国際学生の別によって、また国際学生の出身国によって、卒業後の進路（移動先）に差異はあるか。

・国際学生は入学時に、日本での就職を希望・前提にしているのか、それとも出身国やアメリカや、出身国以外のアジアでの就職を前提にしているのか。（国際学生のどの程度の割合が、国内就職を前提か。また、入学前後で就職先が変化するのか。）

⇒およそ35%（分母：進学も含む全卒業生数）の国際学生が日本で就職している。インド、バングラ、パキスタン、ネパール、ミャンマーからの学生が多い。入学時のファーストキャリアの場所としては約5割から6割くらいが日本での進学・就職を希望しているが、その後の希望は正確に把握してない。大学院に行く割合は、ストレートマスターは1割。中国の学生は特に多い。海外の大学院進学も多い。いったん実務経験を積んでから戻ってくるケースもあり、APUとしては学部生にそのままAPUの大学院に進学するような誘導はしていない。

https://www.apu.ac.jp/pageview/oo_APU_data_book_2024/#page=1

⇒国内も国際も東京で多く就職している。コンサル希望学生が多い。

・国際学生が入学後の就職先などを決める要因として、何が大きいのか（学内の同じ出身国の先輩、出身国問わず所属ゼミの学生、ゼミの指導教員、専攻分野、出身国の意向など）。

⇒英語でコミュニケーションができる環境、就労環境、同僚とよくコミュニケーションが取れる、仕事における自由度が高いなど。

⇒コンソーシアム大分で地元への就職支援をしている。

・卒業後の進路に関連し、特に、卒業後帰国せず日本に残る割合はどのぐらいか。その場合、就労ビザ（技人国／経営・管理／研究／教育、その他）の内訳はどのようになっているか。技人国の就職先の分野や職種は何か。

⇒直近10年間は、卒業対象者のうち日本就職は3～4割程度で推移している（国内大学院進学は含まず）。就労ビザの内訳については正確に反映していないが、多くは技人国を取得している。APUは理系の大学ではないため、業界についてはコンサルなどのサービス、情報通信が多い。

・国際学生の卒業後の国内就職では東京指向が強いのか。（大阪や名古屋、九州は国際学生の就職先としてどのようなイメージか。）

⇒東京志向が強い学生もいるが、すべてではない。地元企業は日本語が必須だったり、企業における外国人社員のキャリアパスが不明瞭であるなどの理由から、県内就職は少なく、結果として東京に行く学生が多くなる。海外進出を狙う中小企業もやはり東京が多い。また不幸なマッチングに関する口コミは学生内ですぐ広まる。

⇒日本国内の地域指向性については、特に要望を確認していないが、大分地域限定のイベント等への参加率は非常に低い。東京指向（／大手指向の可能性もあり）が強いのではないか。ただし内定が出たが地方だから辞退するということはあまりない。

・留学生に日本国内での定住を促すような取り組みが（他団体が主体であっても）行われることはあるか。

⇒おおいた留学生ビジネスセンター <https://oibc.jp/>

・（多くの学生が国に帰る場合）、日本での定着、定住を阻む理由はどこにあると考えられるか（日本語力、文化、待遇、その他）。

⇒日本固有の就職活動や企業文化、求められる日本語力、待遇など複合的な要因であると考えている。

- ① 言葉の壁：仕事をする上で求められるビジネスレベル日本語の習得が難しい。
- ② 賃金の低さ：他国の同じような職種に比べて、日本企業でオファーされる賃金が低いと感じる（⇒この理由で外資系を選ぶ国際学生が多数いる）
- ③ 労働文化の違い：長時間労働や上下関係の厳しさ
- ④ グローバルなキャリア志向：特に大学院に進学する中国、ベトナム、インドネシアの学生は日本以外でのキャリア機会を求める傾向も強い。

⇒A P Uの学生は来日時に日本語が必須ではないため、日本企業の側に単に日本人労働力の不足を補うという意識を変えていただき、イノベーションを起こすなどの発想を持ってもらわないと難しいと考えている。

・コロナ前後で国際学生の卒業後の進路（移動先）に変化はあるか。

⇒特になし。

その他

・J E T R Oと包括協定を締結しており、(日本企業への働きかけの目的で) JETRO のサービスを案内することも多い。

・別府市の中に留学生を対象としたビジネスも生まれてきている。

・留学生の住居探しは容易になってきている。

・就職希望者のうち 9 割は就職できていて数字としては悪くない。他国では就職が保障されている留学もある。

・親類縁者が口コミで入学してくれることもある。

・進学や転職の多さを考えると卒業生の将来を追うのも限界がある。

7. 講演

* 各講演の資料については、講演者の知的財産権等を考慮し、本報告書には掲載していません。講演資料は研究プロジェクトとして保管・管理していますので、ご興味のある方はお問い合わせ下さい。

本プロジェクトでは2024年度に以下4回の講演会を実施した。

【第1回】

日時：2024年9月24日（火） 15時30分～17時00分

開催場所：第4会議室（ZOOM同時開催）

報告者：岩品雅子氏（笹川平和財団）

タイトル：外国ルーツの子どもたちの教育状況と、笹川平和財団の取り組みについて

講演概要：笹川平和財団第3グループでは、外国人住民・労働者を包摂する共生社会づくりに寄与する地域発の自助・共助のモデルの構築と普及を目指した「新人流時代の共生社会モデル構築」事業を行っている。講演会では後期中等教育（高等学校教育）に着目し、外国ルーツの子ども達が抱える様々な課題や、笹川平和財団で行っている調査研究についてお話いただく。

【第2回】

日時：2024年10月25日（金） 15時00分～17時00分

開催場所：オンライン会議（ZOOMによる）

報告者：山本直子氏（東洋英和女学院大学）

タイトル：外国にルーツを持つ世帯の生活と課題—地域における支援の在り方—

講演概要：日本に暮らす外国人の増加とともに、地域に暮らす外国にルーツを持つ世帯の状況も多様化してきている。都市部および都市郊外における外国にルーツを持つ子どもの状況について概観し、地域で求められる支援や、今後求められる研究について考える。

【第3回】

日時：2024年11月27日（水） 15時30分～17時30分

開催場所：第4会議室（希望者のみZOOM）

報告者：宮井健志氏（人口動向研究部室長）

タイトル：間文化的シティズンシップの実験場：共生政策における自治体の役割と課題

講演概要：グローバル化の進展と人口移動の活性化に伴い、多文化共生の実現という課題は新たな段階を迎えている。本講演では、この現代的課題に対する自治体の独自の役割と可能性について、シティズンシップ論の観点から理論的に検討する。その中で、自治体を単なる国家政策の執行者としてではなく、複層的かつ間文化的なシティズンシップを涵養する自立的なアクターとして捉え直す。さらに、近年の多文化主義や市民統合の課題を踏まえ、新たな垂直的・水平的な自治体間連携がなぜ必要かを示す。

【第4回】

日時：2025年2月13日（木） 15時30分～17時00分

開催場所：オンラインで開催（Zoom）

報告者：額賀美紗子氏（東京大学大学院教育学研究科）

タイトル：日本に暮らす移民家族の複合的な子育てニーズー自治体・学校・NPO に求められる教育と福祉の包括的支援ー

講演概要：本報告では、これまで報告者が実施してきた移民家族、学校教員、市民団体へのインタビュー調査をもとに、移民家族の子育てニーズの重層性や、かれらが直面する日本社会における制度的・文化的障壁を明らかにする。特に、言語習得と文化的適応、教育機会の格差、福祉制度の利用困難などの課題に着目する。自治体・学校・NPO の役割を踏まえ、移民の子どもの教育機会とウェルビーイングを支えるために必要な制度や実践について考えたい。

以下は、各回での質疑応答の記録である。

「第1回 外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する自治体の体制についての基礎的な研究」講演会 質疑応答の記録

日時：2024年9月24日(火) 15:30~17:00

場所：社人研第4会議室（ハイブリッド形式）

講演者：岩品雅子先生（笹川平和財団）

講演タイトル：

「外国ルーツの子どもたちの教育状況と、笹川平和財団の取り組みについて」

参加者：

・対面（9人）

泉田信行（社会保障応用分析研究部長）、是川夕（国際関係部部長）、小池司朗（人口構造研究部部長）、西村幸満（社会保障基礎理論研究部長）、久井情在（人口構造研究部主任研究官）、佐々木織恵（社会保障応用分析研究部主任研究官）、西村仁憲（社会保障応用分析研究部研究員）

・オンライン（3人）

岩澤美帆人口動向研究部長、江場日菜子（JICA マレーシア事務所所員）、貴志匡博（人口構造研究部主任研究官）、河西奈緒（企画部／応用部研究員）

【質疑応答】

西村研究員：①「共生」の具体的な定義とは何か？②ウクライナ避難民の教育状況調査について、有効回答数27件というのはいささか少ないように感じるが、なにか理由があるのか？

岩品先生：①大学の有識者等も含めたWGの中で、ハンドブックを作るに当たり議論している。社会の分断を阻止すること、移住者が日本社会に参加でき、移住者が自ら望む将来の選択肢が複数得られることだと認識している。②有効回答数が低い理由は、調査はしていないが、回答者は関心が高いというバイアスはあると思う。

西村研究員：移住者の希望は日本社会での最善と異なる可能性（高等教育進学や日本語教育を本人が望まない可能性など）もあるのではないかと。追跡調査のような形で長期的に明らかにしていくことも必要ではないか。

岩品先生：外国ルーツの子どもが希望を言える場（居場所）の整備が必要かと思われる（職場、学校、地域の居場所等）。

小池部長：①先端的な事例が行われるきっかけ、要因は何か？②国内外における外国人の人口の動きに関心があるが、教育の取り組みが人口移動に影響しているのか、③取り組みが熱心な自治体が広まることで、そうした人口移動の傾向に長期的に影響があるのか。

岩品先生：先進事例として取り上げたのはいわゆる集住地域（西は大阪、東は神奈川・東京）、その他愛知県、三重県、茨城県など。外国ルーツの子どもが増えると学校現場も取

り組まざるを得ず、研修を受けて勉強するなど取り組みが進む。伝統的な集住地域では国際教室があり、経験値の高い先生がいる。文科省や大学のオンライン研修も行われている。人口移動が起きるのかはわからないが、外国ルーツの子どもの教育で定評のある高校は外国ルーツの方々の中で知られている。

是川部長：韓国の外国ルーツの子どもについて、両親とも外国籍のケースはどれくらいという数字は把握しているか。

岩品先生：数字は把握していないが、韓国では農村部で韓国人の男性と外国人の女性が結婚するケースが多い。男性に先立たれ、外国人妻が同胞の方と再婚するケースで、両親がどちらとも外国人ということがある。

是川部長：過疎地域の自治体の対処能力はどうか？

岩品先生：多文化共生センターで、外国人妻に韓国語を教えるだけでなく、社会統合を進めるような取り組み（韓国人のよき嫁の在り方まで）がなされている。韓国では人口減少への危機感が強く、外国人の韓国人化を推し進めるような取り組みがあり、その揺り戻しとしてアイデンティティの重要性が認識され、二重言語教育がなされたが、結局子どもへの負担が大きくなっているのが現状。

是川部長：韓国で外国生まれの子どもが来るケースは、その前の結婚での連れ子が来るという理解でいいのか。韓国の移民政策は、雇用許可制（家族帯同ができない）なので、農村花嫁が統合政策のベースになっていると理解している。日本は特定技能の二号で家族帯同が可能になるので、外国人同士のカップルが主流になるというところが韓国との違い。そうした違いを踏まえて韓国の取り組みから参考になる点は何か？

岩品先生：①韓国語を学ぶのと同時に教育委員会が学力の査定（適切な学年の確定）をして在籍学級を決めるなど、段階的に在籍学級に移行するような仕組みがある（⇔日本では最初から（日本語ができなくても）在籍学級に入れられてしまう）、②貧困の問題などに対応する、教育と福祉をつなぐ教育福祉士（日本でいうスクールソーシャルワーカー）の取り組みは参考になる。③多文化学習管理士（母親など）による母語の学習支援もよい取り組みだが、待遇の改善（ボランティア、単年度雇用）は必要。

河西研究員：①（公的・民間）統計としてどのようなものがあるのか、②外国ルーツの子どもの不利は複合的（親の経済的状況、文化の壁、情報の不足等）だと思うが、文科省と厚労省のすみわけや協力体制はどのようになっているのか、③実施主体である自治体レベルでの福祉&教育部門の協働状態はどのようになっているのか？

岩品先生：①文科省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果では網羅的かつ経年的に調査がなされている。各学校での外国人児童生徒の割合などのデータ（1人、2人、少人数といった学校のパーセンテージ）は、日本全国に散在している状況を示している。②各省庁のすみわけについては、入管庁のロードマップで決められており、日本語学習は文科省、子どもの福祉は厚労省の管轄である。首長のリーダーシップに

より、自治体レベルで教育と福祉の連携が進んでいる自治体もあるが全国的には多くない。

西村部長：どの程度まで日本語能力を身に着けさせるかという目安のようなものが現場で共有されているのか？

岩品先生：外国ルーツの子どもにとって具体的にどの程度の日本語能力が必要か（日本語能力が必要な子どもというのをどのように判断するのか）という評価基準は文科省が作成している。また、雇用企業側が具体的にどのような日本語能力を求めているのか（日本語検定の基準だけでなく）を明確に提示することが重要だと思う。

西村部長：枠や措置という言葉が出てくるが、何をもって望ましい（特別な）支援とするかという認識は現場で共有されているのか。

岩品先生：枠で入ってもなかなか厳しい状況にある子どもたちを先生方の努力で何とか卒業まで引っ張り上げているのが現状。学力を上げるために力を入れる高校と、緩やかな指導をする反面、学力の引き上げが追い付かない高校もある。中卒だと日本社会で生きていくのは厳しいという思いから、学力が追い付いていなくても高校卒業資格を取らせてあげているという現状があるのも事実。また、不登校の子供たち用のサポート校も民間の取り組みとしてある。外国ルーツの子どもといても個人差はあり、一般受験で大学に合格する子どももいる。来日の年齢によって子どもの学力に差があると感じている。

西村部長：市民性（シティズンシップ）については日本と韓国ではどのように捉えられているのか。日本人に寄せていくという感覚なのか？

岩品先生：日本でも韓国でも、社会の担い手としてのシティズンシップ教育は重視されている。ただアイデンティティの問題から、母語・母文化の教育も同時に重要となってくる。

泉田部長：①先進事例は集住地域が多いという話だが、本当によい取り組みなのか。どの程度の加配でどの程度の「成果」が出るといったような評価はされているのか？集住地域であれば高学力層も一定数おり、その影響で「いい事例」となっているだけの可能性もあるのではないかと？②中学卒業後の進路で、進学も就職もしていないものが8.0%という数字があるが、どのようなことをしているのか？③学習言語を習得していると第二言語の習得が容易になるのではという話があったが、そのような状況にない子どもたちの支援はどのように可能となるのか。

岩品先生：①良い事例の統一的な評価基準が示されているわけではない。また事例については困難な事例も共有されている。何ををもって「よい」とするかについては、中学卒業後に進学も就職もしていない者の割合が少ない状況、また高校生が望む進路に進める状況とするという基本的な考え方はある。②中退を阻止するような地域の取り組みもあるが、中退してしまった後は地域で働いたり、ぶらぶらしたり、移転したり、夜の街で働いたりなど。③インターナショナルスクール（インド系、ネパール系、ブラジル系等）に行くという選択肢もある。日本語を習得して日本社会で生きていくために日本の学校を選ばせる

か、いじめ等を避けるため、ないし将来的に国に帰るという選択をするため、インターナショナルスクールに行かせるかは保護者にとっても悩ましい選択である。

(記録：佐々木織恵)

「第2回 外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する自治体の体制についての基礎的な研究」講演会 質疑応答の記録

日時：2024年10月25日(金) 15:00～17:00

場所：オンライン (Zoom)

講演者：山本直子先生 (東洋英和女学院大学)

講演タイトル：

「外国にルーツを持つ子どもたちの生活と課題—地域における支援の在り方—」

参加者：

・所内 (13人)

乗越徹哉 (政策研究調整官)、是川夕 (国際関係部部長)、中川雅貴 (国際関係部室長)、千年よしみ (国際関係部特任主任研究官) 黒田有志弥 (社会保障応用分析研究部室長)、佐々木織恵 (社会保障応用分析研究部主任研究官)、河西奈緒 (社会保障応用分析研究部研究員)、西村幸満 (社会保障基礎理論研究部長)、藤井多希子 (人口構造研究部室長)、小山泰代 (人口構造研究部室長)、久井情在 (人口構造研究部主任研究官)、守泉理恵 (人口動向研究部室長)、宮井健志 (人口動向研究部室長)

所外 (1人)：出入国在留管理庁 山口様

【質疑応答】

久井主任研究官：緑区のインド系インターナショナルスクールを軸に学校を中心とした集住地域ができているというのは珍しく、それがブラジル人集住地域である保見団地 (仕事を中心に集まっている地域) と比較してトラブルが少ない理由だと感じている。緑区ではインターナショナルスクールを誘致するにあたり、住民の関わりや合意形成の機会はあったのか？

山本先生：江東区に同じインターナショナルスクールの本校があるが、そちらでは学校が地域に出てくることがなく、地域に知られていない。緑区のほうでは地域のイベントに教師や児童が参加するなど対照的で、学校ぐるみで地域と関わろうとしている。緑区ではインターナショナルスクールの設置にあたり、廃校跡に建てられたので、地域のキーパーソンとの交渉はあったと思うが、地域住民レベルでは知らなかった人が多い。地域の拠点としてのカフェやイベントを行っているのは、ママ友の繋がりからボランティア精神で始めた方ではあるが、横浜市は多文化共生の歴史があり、国際交流協会も慣れており、支援のための補助金なども取りやすいなどノウハウがあったと聞いている。

宮井室長：地域側が外国人の流入によって問題が生じてから取り組むという構造があるが、地域側で外国人の流入をコントロールできない以上、国家側が地域に外国人受け入れの準備の体制づくりを促すことが必要になると思う。地域が求めている、国がやるべき施策としてはどのようなものがあるとお考えか (施策や基本法の制定など)。

山本先生：過度な集住というのは国に問題があると感じている。現在はだいぶ国の施策も整ってきたが、当初は自治体任せになってしまった結果、集住が起きたと思っている。現在、多文化に対する知識があり、移民の背景に理解があり、移民が必要とする支援の場へ適切につなげることができるような支援員が有償で配置されつつある。その効果は今後検証していく必要があるが、外国ルーツの子どもの問題に専属で対応する専門家を有償で配置する取り組みが始まったというのは大きいと思っている。

宮井室長：多文化共生アドバイザー（総務省の施策）についての自治体側の受け止めはどうか。

山本先生：直接聞いたことはないが、移民の問題は自治体の中でも部署横断的な対応が必要となるため、コーディネーターという意味ではどこの自治体でも必要とされると思う。

佐々木：①日本語教師が学校に配置されたとしても、多くの自治体で人材や財政的制約から、SCやSSWのように非常勤で巡回スタッフとしての任用になるのではないかと懸念される。一般教員も教員養成課程等で多文化共生や他言語での学習や評価の在り方などを学ぶ必要もあるのではないか。保見地区では教師と日本語指導員との協働はうまく行っていたのか。②いきなり外国人の流入が始まった自治体や財政的に余裕がない自治体では例えばどこから手を付けたらいいのか？③インターナショナルスクールは、支援者―非支援者間の硬直的な関係性の解消につながり、日本人へもオルタナティブな学びの場を提供するといった意味では評価されると思うが、学費が高く、入学者が英語話者に限られるという意味では公共性は低いように思う。山本先生はインターナショナルスクールの存在をどのように評価していらっしゃるか。

山本先生：①教員が多文化共生を養成課程また研修を通して学ぶ必要があるというのはその通りで将来的には可能だと思うが、現状は多忙を極める教員が一から勉強し、外国ルーツの子どものケアすることは困難だと思う。教員の加配が無理であれば、補助スタッフとして雇用が必要だと思う。②過激な思想ではあるが、資源の効率的な使用のため、ある程度集住してもらって一部の学校に集中的に資源を投入する方が効率的だという意見もある。国籍による分離は受け入れがたいことではあるが、希望する人に対して、期間を限定して集中的に勉強できるような場所を作るとするのは一つの方法だと思う。取り出し教室、国際教室、入り込み支援、特別な教育課程などの整備は進んでいるが、ただだらとそうした支援が続いてしまっている実態もある。また、すでに外国人支援活動をされている方と行政側が密につながっていき、補助金を出すなどして、ボランティアベースの取り組みを自治体が支援していくことも重要。③アイデンティティの問題や個々の事情からインターナショナルスクール以外の他の選択肢がない子どももいるという状況を考えると、子どもの権利の保障のための選択肢であり、補助金を出すということは評価されていいと思う。ただインターナショナルスクールは調査を目的として外部から入っていくことが難しく、地域と学校の相互交流の在り方や、子ども達の実態がまだ把握されていないといった意味では課題も多い。

是川部長：①豊田市の外国人児童生徒を対象とした施策の中で母語保障はどれくらい行わ

れているのか、②地域間の施策の差異が集住に影響するというお話もあったが、豊田市と周辺の自治体間で施策のバリエーションに違いがあるか、また自治体間の相互作用（波及効果やマグネット効果）はあるか、③愛知県だけでなく全国的な外国ルーツ支援の施策に、地域ごとに特徴やバリエーションがあるか、④登録日本語教師の法制化、日本語教育機関の認定が進んでいるが、日本語を超えた多文化教育の知見を持つことが制度的要件となっていないように感じる。この点についてどのようにお考えか、⑤過度の集住という話があったが、そのメルクマールは何になってくるのか？またその判断は誰によるどのような手続きによってなされるべきなのか。

山本先生：①1年前の情報であるが、豊田市ではまだ母語保障についての制度や補助はないと行政担当者からは聞いている。母語保障の重要性については、行政側は認識していたが、まだ形になっていない。一方、行政とは別の形で、教室、家庭教師、居場所の取り組みはあった。②豊田市に隣接する自治体に住んでいる外国人が、予算規模の大きい豊田市の支援を活用する（補助金を出しているNPOで勉強すること等）は実際にあると思う。現場では許容して受け入れている。美濃加茂市や可児市など積極的な自治体との情報交換は自治体レベルでも支援者レベルでもあり、波及効果はある。③日本語支援に注力している自治体もあるが、高校の入学枠の設定、入試科目を減らす、入試問題にルビを振るなど、自治体の経験値が高くなるほど支援策のバリエーションが豊かになってくる。④大学教育では国際社会や多文化理解に関する授業もカリキュラムとして設定されることが多いと思うが、日本語教師の資格取得だけを念頭に置いた場合は確かにそうした広がりは無くなってしまいかもしれない、⑤6割、7割といった数値よりは当事者の実態として生活に困難と感じる時が分岐点だと思う。

是川部長：⑤について実態というのは、誰の困難なのか、またその困難をどのように決定するのか。

山本先生：困難には日本人側の視点も入れていかななくてはならないと思う。例えば、豊田市では日本人側の子どもがマイノリティになってしまう、学習のレベルや進みが低くなるといった困難も見受けられた。

西村部長：①社会的上昇の判断について日本の感覚（高等教育への進学が8割近く）に合わせすぎており、達成目標として無理があるのではないかと感じた。中等教育終了でも十分な就労機会があるなど、無理のない目標設定が必要ではないか。②調査については全国的な統計として整備するのはなかなか難しいだろうと思うが、個別の自治体単位でアプローチして調査するのも一つだと思う。③シンガポールでは住み分けが行われているが、それで彼らのウェルビーイングが上がるのであれば集住も否定されるべきものではないと思う。

山本先生：①確かに日本的価値観に引っ張られているところはあるが、それでも、希望しているのに進学できない、そこに制度が影響しているという状況は現実にはあり、それは問題だと思っている。

（記録：佐々木織恵）

「第3回 外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する自治体の体制についての基礎的な研究」講演会 質疑応答の記録

日時：2024年11月27日(金) 15:30～17:30

場所：第4会議室（Zoomを併用したハイブリッド開催）

講演者：宮井健志（人口動向研究部室長）

講演タイトル：

「間文化的シティズンシップの実験場：共生政策における自治体の役割と課題」

参加者：

・所内：

乗越徹哉（政策研究調整官）、泉田信行（社会保障応用分析研究部長）、是川夕（国際関係部部長）、黒田有志弥（社会保障応用分析研究部室長）、佐々木織恵（社会保障応用分析研究部主任研究官）、河西奈緒（社会保障応用分析研究部研究員）、西村幸満（社会保障基礎理論研究部長）、小池司朗（人口構造研究部部長）、藤井多希子（人口構造研究部室長）、久井情在（人口構造研究部主任研究官）

所外：川口様（出入国在留管理庁）、山口様（出入国在留管理庁）、岩品様（笹川平和財団）

オンライン：江場日菜子（JICA マレーシア事務所所員）、貴志匡博（人口構造研究部主任研究官）

【質疑応答】

泉田部長：多層的シティズンシップにおいては、一つの層のルールが決まれば他の層のルールが必然的に決まってしまうことがないような論理的保障が担保されているのか？

宮井室長：論理的保障はないが、規範的保障はある程度立てられる。例えばアメリカのフェデラリズムにおいて、不法移民への対処をめぐり、自治体が国家にたてつく構造もあり、これは単一性に対する忌避、複数性への信頼という規範によって成り立っている。ただ現在のアメリカを見れば、そうした規範は必ずしも保障されない。あくまで議論をするための理想としての位置づけである。

黒田室長：この論考で使われている「文化」とは何を指しているのか。文化と規律の区分けはどこにあるのか？（受け入れ側は）受容できる文化のみ受容しているという現実もある。

宮井室長：多文化主義者が考える文化とは、自分自身の選択に文脈を与えるような習慣や信条のまとまりと言われる。アラン・パッテンは、文化を人々が領域を離れて集合的な種族を維持しようとするものと呼んでいる。文化を人々の心情と捉えるのか、外的に定義できるものとするのかは難しい。

黒田室長：自治体の役割としてはどこまで保障すべきなのか。

宮井室長：言語と宗教は集合的な統治の対象としてよく取り上げられる。

藤井室長：自治体の総合計画の中で多文化共生が挙げられることがよくあるが、自治体は何

をすればいいのか、日本的価値観と外国の文化的価値観の相克の中でどのような対応を取るべきか。

宮井室長：権利（男女平等や自由）と文化であれば権利の方が重視されることが一般的が、権利の行使においては人々の選択の文脈が考慮される必要がある。一方、人々がその集団からのがれることができない文化は尊重できないとされる（退出権）。ただし、リベラルな立場は退出権を行使させるために人々を説得して規範を変えようと啓蒙するようになる。

藤井室長：憲法には思想・良心の自由の原則がある一方で、男女平等の概念もあるが、どこまで外国人に圧力をかけることができるのか？

宮井室長：諸外国では、Citizenship/Civic integration テストと呼ばれるものがあるが思想信条の自由に関しない限りの外形的な知識を問うものに留まる。文化を外形的に定義しようとすると必ず排除が生まれる。望ましいふるまいや行動の相互理解が社会統合において重要なのは間違いないが、どこの国も解決策の提示には至っていないように思う。

河西研究員：多文化主義、社会的統合、間文化主義において、文化の非対等性はどのように扱われているのか。

宮井室長：集合的な権利が認められている文化であれば、どれも対等であるが、市民的統合における「エスニシティ」であれば「差別されない」ことが求められるにとどまり、マイノリティがマジョリティに同化するという構造が一般的。

入管庁山口様：高校生へのヒアリングにおいて、日本人も外国人も互いの文化的多様性、相対性を知らないという意見が多くあった。外国人に対しては在留資格認定書が送られる段階の生活オリエンテーションの中で、日本の文化について発信する取り組みを行っている。文化と生活ルールをマジョリティがどこまで許容できるかについての研究は何かあるか。

宮井室長：日本人側にも、外国人の人口や労働など基本的な情報から伝えることも重要だと思う。接触仮説（同じ目的を目指して異なる文化的集団が相互に交流すればするほど信頼関係が上がるという仮説）もあるが、現実的なエビデンスに欠ける状況である。

入管庁山口様：防災など共通の目的があると団結するようなどころはあると思う。

宮井室長：防災、安全は確かに団結の切り口としてありうると思う。

是川部長：自治体が間文化的シティズンシップの実験場になるという問いはなぜ出てきたのか？実務上では大方、シティズンシップは個人の文化と切り離して扱うという整理がなされているように思う。間文化主義と自治体をなぜ結び付けて論じる必要があるのか。自治体の役割として狭めてしまうと民法で解決できるようなものにとどまってしまうのではないか。もう少しミクロな文脈まで踏み込んで論じた方がいいのではないか。

宮井室長：普遍的なベースを共有していないからこそ選択の自由があるとするコミュニタリアンの立場や、シティズンシップは外国人やマイノリティ、女性は包摂できていないといった点を課題とする批判があり、シティズンシップの概念に結論は出ていない。民法で解決するというのは市民的統合であり、それでいいのかという議論があると思う。

久井主任研究員：多文化主義から間文化主義に変化していくというのは脱領域化とも捉え

られるが、自治体は領域に縛られている存在であり、領域を超えてくる移民、そして間文化主義は自治体の手に負えないようにも思えるがいかがか。

宮井室長：領域をどのように捉えるかによって異なる。自治体は入国管理権を持たないので、移民を選ばず、動いてきた人を平等に包摂しなければならない立場にあるという考え方がある一方で、脱領域的なものにあらがえないという考え方もありうる。

佐々木：教育の文脈では、多文化主義、市民的統合、間文化主義はリアリティを持った課題としてあると思っている。多文化主義の装置としての外国人学校、市民的統合の実践としての公立学校は制度として存在しているが、間文化主義は学校・教師任せになっている部分も大きいのではないか。間文化主義を体現するような制度とはどのようなものが考えられるのか。

宮井室長：個別のセクターで多文化主義、市民的統合、間文化主義を政策と関連付けて論じる方が利便性は高いかもしれない。多文化主義、間文化主義においてはカリキュラム、宗教的祝日が重要となるし、間文化主義においては外国人学校—公立学校間の交流、生徒間の交流が重要となると思う。ただし、間文化主義も接触仮説に基づいている部分が大きく、ただ交流をすればいいという議論になりがちで、明確な方針を示すことはできていない。

是川部長：どのシティズンシップモデルを取るかでシティズンシップ教育の内容が異なってくることはあると思う。

西村部長：受け入れ側にも移民が入ってくることの痛みといったネガティブな側面は現実にはあると思うが、ここでいう理論的枠組みにどのように載せられるのか？特に景気が悪い時は痛みが大きくなると思うが。

宮井室長：移民が他者化されてしまうことから受け入れ側の痛みを言語化できていない。欧州では、議会ではなく司法の領域で（エリート中心に）様々な制度がつくられてしまったという反省がある。近年ではリベラルとネオリベラルの明確な区別がなされ、能力が高い人のみ選別して受け入れようとする風潮がある。痛みを国民が共有すると同時に納得感をもって移民施策を進めていくことが必要ではないか。

乗越調整官：政策を進めるバックボーンとしてこうした議論は有用であるが、ヨーロッパではこうした議論を踏まえて政策が決定されているのか。ヨーロッパでは実践があり理論が生まれてきたところも大きいと思うが、日本独自の理論はこれから外国人が増える中で増えていくのか。

宮井室長：一点目についてはヨーロッパでは政策エリートの間ではこうした議論を踏まえて政策は策定されてきていると思う。ただし、民衆は置き去りにされ、大衆意識から乖離してしまった。カナダでは哲学者が入って多文化共生政策立案が同時に進められた。欧州では先に政策が立案されて、後から研究者がお墨付きを与えるという展開であった。日本では「多文化共生」という概念がアカデミックな議論を踏まえて出てきたという印象はない。

【オンラインでの質問】

江場様：多文化共生は、欧州における統合政策に近い概念、という論を読んだことがあるが、今回宮井先生がご説明された市民的統合と、統合政策は、同じ概念か？違うのであれば差異は何か。（マレーシアでは、マレー系、中華系、インド系のそれぞれの祝日があり、教育も公立小学校からそれぞれの言語で分かれており、宗教にかかわらず選択できる。）

宮井室長：統合政策の方が市民的統合よりも広い概念。例えばフランスだと、昔は同化 *assimilation* という言葉が普通に用いられていたが、カナダの多文化主義と同じ頃には、編入 *insertion* という言葉が使われた。これは、文化的差異をそのまま社会に編み込んでいく、という意味でサラダボウルに近いものである。統合 *integration* は同化と編入を止揚した概念として、90年代から多用されるようになった、という経緯がある。市民的統合という概念はこの後に出てきたものなので、同じ概念というよりは、自由主義規範の義務的な履行を求める統合政策の一タイプであり、多文化共生を市民的統合と同一視するのは無理がある。

（記録：佐々木織恵）

「第4回 外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する自治体の体制についての基礎的な研究」講演会 質疑応答の記録

日時：2024年2月13日(木) 15:30~17:00

場所：オンライン (Zoom)

講演者：額賀美紗子先生 (東京大学大学院教育学研究科)

講演タイトル：

「日本に暮らす移民家族の複合的な子育てニーズー自治体・学校・NPOに求められる教育と福祉の包括的支援ー」

参加者：

・所内

泉田信行 (社会保障応用分析研究部長)、黒田有志弥 (社会保障応用分析研究部室長)、佐々木織恵 (社会保障応用分析研究部主任研究官)、西村幸満 (社会保障基礎理論研究部長)、藤井多希子 (人口構造研究部室長)、貴志匡博 (人口構造研究部主任研究官)、久井情在 (人口構造研究部主任研究官)、岩澤美帆 (人口動向研究部部長)、千年よしみ (国際関係部特任主任研究官)

所外：出入国在留管理庁、MURC、笹川平和財団、国際交流センター、大学研究者等

【質疑応答】

久井主任研究官：異文化間コーディネーターについて、移民それぞれの言語、文化は多種多様だが、異文化間コーディネーターというのはあらゆる背景の子どもたちに対応できる存在なのか？それとも国籍ごとに担当するという形態なのか。

額賀先生：各エスニック集団の母語、母文化に対応できる存在は理想的だが、特に散在地域では予算や人材の制約から難しい。一方で、移民が日本の学校において共通して直面する課題への理解があり、移民家庭のニーズを学校に伝達する知識やスキルがある方をトレーニングすることは可能だと思う。実際に、都立高校に派遣されていた「多文化共生スクールコーディネーター」は、特定の言語ができるわけではないが、多様な背景の子どもたちに関わってきた経験を生かしてNPOから派遣されている方が担っていた。

佐々木：自治体によっては母語支援員が配置されており、彼らが通訳や様々な支援の機能を担っている場合も多いと思うが、彼らの役割は多文化共生スクールコーディネーターとは異なると考えてよいのか。

額賀先生：まず母語支援員制度は義務教育段階に導入されているもので、高校段階にはない。都立高校の事例では多文化共生スクールコーディネーターは(小中学校段階の)母語支援員とは異なる。母語支援員の場合は、通訳として学校に言われたことを家庭に伝えたり、子どもの日本語学習を支援したりするのが主な役割になりがちである。多文化共生スクールコーディネーターは、外部機関と学校をつなげて教師や生徒、その保護者に情報提供をして、

多角的に生徒を支援する役割を担っていた。理想的には、移民家庭のニーズをすくい上げて学校を変えていくところまでを期待したい。

山本先生：①研究を行っている集住地域では、母語教育の必要性は自治体も理解している。しかし、多文化コーディネーター（橋渡し、通訳）という立場では予算や補助金がついても、母語の継承という意味ではなかなか難しい。他国の事例では、母語継承を国や自治体などの行政が担っていて成功しているケースはあるのか。②都立高校はほとんどすべてに外国ルーツの子どもがいると思うが、発表にあった調査において、60校からしか回答が得られなかった背景について、「外国人の保護者がいるか否か」あるいは「外国につながる生徒がいるか否か」という聞き方だったのか、あるいは回収率が低かったのか？

額賀先生：①サンフランシスコでは継承語教育の一環としてのバイリンガルプログラム（中国語とスペイン語）が公立学校で導入されており、半日母語、半日英語で学習できる。中国語は言語を継承させたい当事者の親だけでなく、子どものグローバルな活躍を願う白人の親のニーズも高く、プログラム資金も潤沢だが、スペイン語はそうではない。支持層やリソースの獲得といった意味では一概に成功事例とは言えないが、公立で導入しているという点では日本にとっても参考になるのではないかと。②284校すべてを対象としたが、回収できたのは99校からであり、その中で79校が外国につながる子どもがいる（片親もしくは両親が外国出身者）と回答した。東京都の教職員組合による調査でも同数程度だった。学校側が特にダブルの子どもの存在を十分に把握しておらず、数としてあがってこないという背景があるのではないかと。アメリカでは州に転入する際に必ずアセスメントを受けて、移民の背景がある、あるいは言語的マイノリティであるということを追跡できるようになっており、日本でも行政として把握する必要があると思う。

藤井室長：①異文化間コーディネーターについて、行政にどのような支援パッケージがあり、どれが適用されるのかといった知識がないと支援が難しいようにも思う。例えば教育だけでなく、障害福祉や就労支援、医療などについても知識が求められ、伴走型支援をしていく必要があるのではないかと。②AIによる翻訳機能の利用可能性はどうか。

額賀先生：①ニーズが多岐にわたるという意味では、たとえば在留資格に関する知識が進路保障の際に必要なが学校側にそうした知識が十分になく、生徒の進路に影響が出てしまったり、先生方が個人的なツテで情報収集をしているような現状がある。コロナの時には医療機関の受診に教員が関わるケースもあった。またユースソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが外国ルーツの子ども支援に十分に携わっていないという話も聞くので、異文化間コーディネーターは新たな支援の担い手として期待される。教育と福祉では役割が異なることあるので、専門ごとに複数人配置して連携体制をつくるというのは理想的である。②ポケットークでは学校に特有の用語や教育制度をうまく文脈にのせて訳すことができないという話を聞くので、医療通訳のような専門的な知識をもった通訳は必要だと思うが、AIの進展には着目していきたい。

泉田部長：①中間組織や人材はどこまで踏み込んでサポートをするのか、例えば情緒的な面

まで含まれるのか、②事例として出てきた学校の位置づけを教えてください。学力低辺層、あるいは問題校であるがゆえに、問題を家庭に帰しているという可能性もあり、逆に進学校に通っていてドロップアウトしてしまう保護者のニーズもあると思うがいかがか。③(外国ルーツの子どもを対象とする)教育研究では介入/非介入アプローチのような研究はあるのか。

額賀先生：①自身もボランティアとして NPO 活動に関わっているが、一人で抱え込まず、できる人がやるという状況を作ると負担を分散できると感じた。基本的な生活基盤を制度が支えることができれば、それ以降のニーズについては個々人同士の関わりの中で応答可能性を模索していくものと理解していいのではないかと。②大阪の日系ブラジル人の母親の語りについては、10 年年前のデータなので、学校の認識も今とは異なっていたという前提がある。この語りでは、この子どもがどのような学校に行っていたのかが把握できていないが、一般的に学力下位校では、日本人の子どもよりも外国ルーツの子どもへの学校からの教育期待は高い。ポテンシャルがあると期待される一方で日本語教育と経済的(福祉的)な支援が必要だという認識は教員の間で強くみられた。また学力上位校での外国ルーツの子ども研究はほとんど行われておらず、今後研究が求められる分野である。③授業の前後で教育プログラムの成果を検証するような研究はあるが、外国ルーツの子どもを対象とした、自治体単位での効果検証はなかなか難しいと思う。授業単位、プログラム単位での研究成果を、自治体にフィードバックするようなアクションリサーチは自分の知る限りこれまであまりなされてきていないのではないかと。

岩澤部長：推計をする中で、外国人人口が増える中で、社会や学校への影響を気にする層がかなり多いと感じている。外国ルーツの子どもについても分散が大きいのと思うので、研究成果を世に出す際に、外国ルーツの子どもの中でも「要支援」の子どもを対象とした研究であると明示し、外国ルーツだから問題があるのではなく、子どもに関わる様々な問題の一つであるという示し方をすると、国民の理解が得やすいように感じる。

額賀先生：外国人が抱える困難と、彼らが日本に来ることのメリットをバランスよく示していく必要があると思う。移民背景の子どもの中にも、自らの多言語・文化的バックグラウンドをうまく活用して、ウェルビーイング地位向上を成し遂げ、日本社会に貢献している人たちもいる。同時に日本社会を見限って出て行ってしまいう人も多くみえてきた。こうした現状も示しつつ、研究者自身が作り出しているリアリティや表象の仕方にも敏感になる必要性を感じた。

(記録：佐々木織恵)

8. 資料

外国人に対する社会保障制度及びその他支援制度の適用

1 はじめに

本研究事業は、外国ルーツの子どもを「国籍に関わらず、両親または親のどちらか一方が外国出身者である子ども」と定義し、外国ルーツの子どもに係る調査・分析を行うものである。しかしながら、社会保障制度や各種の支援制度は、外国ルーツの子どもであっても日本国籍を有するものであれば、当然に制度の適用があるため、本資料では、日本国籍を有しない者（以下「外国人」という。）に限定し、制度の適用の有無を整理する。

2 社会保険

(1) 概要

社会保険については、国籍要件はないため、法所定の要件を満たせば、外国人であっても基本的に強制加入となる。ただし、地域保険に分類される制度、すなわち、国民年金、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度においては、外国人が「日本国内に住所を有する」といえるためには、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人である必要がある。これに該当する外国人は、中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、出生による経過滞在者である。以下、いくつかの制度について、外国人に対する適用要件を概観する。

(2) 健康保険

健康保険については、適法に就労する外国人に対しては、短時間就労者も含めて日本人と同様の取扱いをするものであることから、適用事業所と実態的かつ常用的な使用関係のある被用者については、外国人であっても被保険者資格取得を取得する。これに関しては、通達によって、届出漏れや届出誤りのないよう適用の徹底が図られている⁹。

(3) 国民健康保険

国民健康保険においては、都道府県の区域内に住所を有する者は、国民健康保険法第6条によって適用除外になる者以外は被保険者となるが、外国人に関しては、以下に該当するものは適用除外となる¹⁰。

- ① 住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民外のもの（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であって既に被保険者の資格を取得しているもの及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）
- ② 入管法に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を

⁹ 「外国人に対する健康保険の適用の適正化について」（平成4・3・31保険発第38号・庁文発第1、244号）

¹⁰ 国民健康保険法第6条第11号の委任を受けた国民健康保険法施行規則第1条の規定参照。

行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（①に該当する者を除く。）

③ 入管法に基づき、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（18歳以上の者に限り、①に該当する者を除く。）

④ ③に該当する者に同行する配偶者であって、入管法に基づき、日本において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（①及び③に該当する者を除く。）

(4) 介護保険

介護保険が適用される外国人は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民である。加えて、3か月以下の在留期間を決定された者であっても、資料等により3か月を超えて滞在すると認められる者については、国民健康保険の被保険者資格の取扱いを踏まえ、介護保険においても被保険者として扱うことができるとされている¹¹。

(5) 国民年金

国民年金においては、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の外国人で国民年金法第7条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者は同項1号に規定する第1号被保険者となるが、外国人については、原則として住基法改正法による改正後の住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民であって住民基本台帳に記録された者を対象とする¹²。ただし、外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者等のうち、日本国内に住所を有することが明らかとなった者についても適用の対象とするとされている。

3 社会福祉・公的扶助

(1) 幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援新制度に基づく支援については、日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、米軍基地内に居住する場合を含め対象としている。幼児教育・保育の無償化についても、この考え方に則り、外国人にも適用される（「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ（2024年7月1日版）」、以下「自治体向けFAQ」という。）。

自治体向けFAQによれば、幼児教育・保育の無償化は、これまでの段階的な無償化の取

¹¹ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険の取扱いについて」（平成24・1・25老介発0125第1号）

¹² 「国民年金における外国人適用について(通知)」（平成24・6・14年国発0614第1号／年管管発0614第2号）

組を加速し、法律により幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとともに、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等の費用も幼児教育・保育の無償化の対象としているとする。

ただし、外国人学校を含む各種学校については、①幼児教育を含む個別の教育に関する基準とはなっておらず、多種多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えないこと、②また、学校教育法に基づく教育施設については、児童福祉法上、認可外保育施設には該当しないことから、今般の無償化の対象とはならないとする。

また、インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なるとされている。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象になるが、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については施設等利用給付の対象となる。

(2) 児童手当

児童手当について、児童手当法に定める受給資格者は、日本国内に住所を有する者とされており、外国人についても児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付）の支給を受けることができる。また、その支給に係る事務処理についても、原則として日本国民に対する取扱いと同様であることとされている¹³。

なお、外国人が生活の本拠を移して出国する場合には、住所地の市町村長に住民基本台帳法第24条に規定する転出届をすることが必要であることから、児童手当等の受給者である外国人が出国する場合には、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって当該児童手当等の受給権は消滅する。また、外国人の児童が出国する場合には、法第3条第1項に規定する「留学その他厚生労働省令で定める理由」による場合を除き、当該児童に係る住民票が消除された日をもって法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童ではなくなる。

(3) 児童扶養手当

児童扶養手当は、児童扶養手当法第4条第2項第1号及び第3項第1号の規定により、「日本国内に住所を有しないとき」に該当する場合は手当を支給しないこととされている。外国人に係る受給資格の認定については、住民基本台帳に記録されている外国人を「日本国内に住所を有する」ものとして、手当の支給対象と取り扱うこととされている¹⁴。

¹³ 「児童手当法における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成24・6・13雇児発0613第1号）

¹⁴ 「児童扶養手当における外国人に係る事務の取扱いについて」（平成24・6・21雇児福発

外国人が生活の本拠を移して出国する場合には、住所地の市町村長に住民基本台帳法第24条に規定する転出届をすることが必要であることから、児童扶養手当の受給者又は児童である外国人が出国する場合には、当該外国人に係る住民票が消除された日をもって当該児童扶養手当の受給権は消滅する。

(4) 生活保護

外国人に対する生活保護は、生活保護法（以下「法」という。）第1条により、外国人は法の適用対象とならないため、通達で生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手續により必要と認める保護を行うとされている¹⁵。このような法の解釈及び運用については最高裁も肯定しており、「外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るにとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しないというべきであると述べている¹⁶。

生活に困窮しており、行政措置により生活保護の保護の対象となる外国人は、入管法に基づく在留カードまたは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（以下「入管特例法」という。）に基づく特別永住者である。

本通達による運用のうち、外国籍の子どもの教育に関しては、生活に困窮する外国人の子弟のみが教育基本法に規定する日本国民の義務教育に準ずる教育以外の特別の教育を受けることを認めることはできないとされている。その結果、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校以外の各種の学校において受ける教育については教育扶助の適用は認められず、また特定の学校において通学費を必要としながら受ける外国人のための教育については、その通学費及び特定の教育のために必要な教育費についても教育扶助の内容として認められないとされている。

4 社会保障制度以外の教育等に係る支援制度

(1) 高等学校等就学支援金制度

いわゆる高等学校の授業料の無償化は、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学

0621第1号)

¹⁵ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29・5・8社発第382）。なお、本通達において外国人の保護については法の「準用」と表現されているが、講学上は、本来の法令による「準用」の意味である権利の発生において適用の場合と同様の効果を生じさせることではなく、権利の発生において適用の場合とは効果が異なるが、実質的に適用の場合と同様の結果を与えるという意味で用いられていることに留意する必要がある。

¹⁶ 最判平成26・7・18訟月61巻2号356頁

校等就学支援金の支給に関する法律」が平成 22 年 3 月 31 日に成立し、同年 4 月 1 日より施行することによって開始された。具体的には、同法により、公立高等学校については授業料の不徴収制度を開始して授業料を無償とするとともに、私立高等学校等の生徒については高等学校等就学支援金を支給することとなった。しかしその後も、低所得世帯の生徒等について高等学校教育に係る経済的負担が十分に軽減されておらず、とりわけ、私立高等学校等の低所得世帯の生徒等については、授業料を中心に依然として負担が大きい状況にあった。そのため、平成 25 年に同法改正法が成立し（法律名も「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に変更）、平成 26 年 4 月 1 日に施行された。同改正法の主な内容は以下のとおりである。

- ① 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とした。
- ② 保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとした。

さらに令和 2 年 4 月からは、私立高校授業料実質無償化が図られた。これにより、年収約 590 万円未満世帯を対象として、現行の就学支援金の支給上限額が全国の私立高校の平均授業料を勘案した水準（私立高校（全日制）の場合、39 万 6,000 円）まで引き上げられた。なお、国公立の高等学校については、年収 910 万円未満の世帯に対して、授業料相当額の就学支援金が支給されている。

また、令和 5 年 4 月からは、高等学校等就学支援金の支給対象に該当しない者であっても、その保護者等が負傷や疾病による療養のために勤務できないことにより、あるいは、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に高等学校等就学支援金の支給がなされることになった¹⁷。

就学支援金の支給対象者は、以下の学校に在籍する生徒である。

- ・国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ・中等教育学校後期課程
- ・特別支援学校の高等部
- ・高等専門学校（1～3 学年）
- ・専修学校（高等課程）
- ・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校

これらの学校に在籍する生徒は、外国人であっても就学支援金の支給対象者となる。なお、外国人学校について、高等学校等就学支援金の支給を受けることができる生徒が在籍する高等学校等となるのは、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するもの

¹⁷ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項の新設による。

として当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣に指定された学校、または、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣に指定された学校である¹⁸。

(2) 高校生等奨学給付金

前記のとおり「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」は平成25年に改正され、平成26年4月から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」として施行されたが、それに併せて改正され、高校生等奨学給付金が補助事業として開始されることとなった。

高校生等奨学給付金は、授業料以外の教育費¹⁹負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯（生活保護受給世帯や非課税世帯）を対象に支援を行うことを目的とする制度であるが、都道府県が行う高等学校等に係る奨学のための給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助するものである。このように事業自体は都道府県が実施するものであるが、対象者は、高等学校等就学支援金の対象者と同じであるため、外国人についても高等学校等就学支援金制度の対象者であれば、生活保護受給世帯や非課税世帯であることなどの要件を満たす限りで、支給対象者となる。

(3) 高等教育の修学支援新制度

「高等教育の修学支援新制度」は、意欲ある者の進学を支援するため、授業料・入学金の免除または減額と、返還を要しない給付型奨学金により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する制度として令和2年4月に開始されたものであり、独立行政法人日本学生支援機構が実施している。なお、制度開始以降も、制度の拡充がなされたり、今後も予定されている。

外国人がこの制度の利用の申込みをする場合、日本人が申込みをする場合の大学等への入学時期等に関する資格に加え、以下の①～④のいずれかに該当する必要がある。

- ①「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める法定特別永住者
- ②「出入国管理及び難民認定法」に規定する在留資格が、「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人

¹⁸ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項4号参照。現在、指定されている外国人学校等は、官報で告示されることとなっており、文部科学省の下記サイト（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1307345.htm）でも公表されている。

¹⁹ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、通信費等である。

③在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

④在留資格が「家族滞在」であって、次の条件をすべて満たす人

- ・日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人または日本国の小学校を卒業した人
- ・日本国の中学校を卒業した人
- ・日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人
- ・大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

(4) 予防接種

予防接種法は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種の制度を設けている。対象となる疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib 感染症、肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症等である（予防接種法第 2 条第 2 項）。それぞれの疾病ごとに、市町村長が予防接種を行わなければならない者として、対象年齢を定めている（同法施行令第 3 条）。

予防接種法は国籍要件を設けていないので、在留資格のある外国人は問題なく予防接種を受けられるが、在留資格のない外国人の取扱いが問題となりうる。これに関連して、厚生労働省は、「外国人登録法」の廃止後に発出した事務連絡において、入管法及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の規定により日本に在留することができる外国人以外の在留外国人について、入管法第 54 条第 2 条に基づき仮放免され入国管理局からの通知を基に実施主体である市町村の区域内に居住していることが明らかな場合は、外国人が予防接種法に基づく予防接種を受けることができるよう、特段の配慮を求めている。この事務連絡の考え方によれば、市町村の区域内に居住していることが明らかであれば、在留資格のない外国人であっても予防接種を受けられると考えられる。

他方で、住民票が作成されず、入国管理局からの情報提供もない在留外国人は、入管法に規定する退去強制事由に該当する可能性がある。そして、国または地方公共団体の職員には、その職務を遂行するに当たって、退去強制事由に該当する外国人を知ったときは、通報義務が課せられている（入管法第 62 条第 2 項）。この通知義務について、法務省入国管理局長の通知は、「その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」との解釈を示している。この解釈が予防接種の場合にどのように適用されるかが問題となるが、この点で参考になるのが近年の新型コロナウイルス感染症の流行時において、厚生労働省が発出した事務連絡である。この事務連絡は、入国管理局長の通知に依拠し、「新型コロナウイルス感染症対策においては、感染拡大防止等の目的達成のため、退去強制事由に該当する外国人であっても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療

に関する法律等の規定に基づき、適切に実施することが必要であり、入管法に基づく通報義務を履行した場合に当該目的を達成できないおそれがあるような例外的な場合には、当該行政機関において、通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断した結果、通報しないことも可能である」との考え方を示している。

以上のことを考慮すると、予防接種も感染症のまん延を防止するための一施策であるから、強制退去事由に該当する外国人であっても、予防接種法に基づき市町村長が予防接種を実施する必要がある者に対しては、予防接種を受けさせる必要があると考えられる。ただ、市町村が、在留資格のない外国人の居住の事実をどのように確認しているのか、また、在留資格のない外国人が、予防接種法に基づく予防接種を受けることを希望した場合にどのような対応をとっているかは必ずしも明らかではない。また、強制退去事由に該当する外国人が、予防接種を受けるための申出を積極的に行うことも想定しがたいため、実際に、在留資格のない外国人が予防接種を受けているかも不明である。

5 おわりに

以上、社会保障制度及びそれ以外の教育等に係る支援制度の外国人に対する適用について概観した。このような適用のあり方の是非について本資料で検討することはしないが、本研究事業の今後の進捗によって、外国人に対する制度適用や具体的な支援のあり方に関する政策的な示唆が得られることが期待される。

外国にルーツを持つ子どもたちの教育と生活の実質的な保障を担保する
自治体の体制についての基礎的な研究プロジェクト
令和 6（2024）年度報告書

令和 7（2025）年 4 月 21 日 第 1 版発行

編集兼発行者

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 6F

Tel：03-3595-2984 Fax：03-3591-4816

Web：https://www.ipss.go.jp